

# 海上保安業務遂行年次計画 ～ 平成 2 1 年度 ～

平成 2 1 年 4 月



## 【目次】

### 海洋秩序の維持

- 1 海洋権益保全のための監視
  - 1 - 我が国の主権を侵す行為に対する厳正な対応 - 1
  - 1 - 外国漁船の不法操業事犯の摘発 - 5
- 2 テロの未然防止
  - 2 - 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数ゼロ - 7
  - 2 - 海上における秩序の維持に必要な情報提供 - 11
- 3 各種海上犯罪の摘発強化
  - 3 - 国内密漁事犯の摘発水準の向上 - 12
  - 3 - 海上環境事犯の摘発水準の向上 - 14
  - 3 - 密輸・密航事犯の摘発水準の向上 - 16
- 4 大陸棚限界画定のための調査
  - 4 - 政府の「大陸棚画定に向けた基本方針」に従って200海里を超えて大陸棚を画定するために必要な精密調査を実施 - 22
  - 4 - 我が国の管轄海域確定のために必要な科学的基礎資料の整備 - 22
- 5 海洋の総合的管理のための海洋調査の推進
  - 5 - 我が国領海及び排他的経済水域(EEZ)における海洋調査の推進 - 24
  - 5 - 海洋に関する情報の一元化を推進 - 24

### 海難の救助

- 1 人命、財産の救助のための体制強化
  - 1 - 海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数の減少 - 1
  - 1 - 漂流予測システムの高度化 - 5
- 2 マリンレジャーの安全推進
  - 2 マリンレジャー(プレジャーボート等を除く)活動に伴う死者・行方不明者数の減少 - 6

### 海上防災・海洋環境の保全

- 1 事故災害による人命・財産等の被害の最小化
  - 1 - 大規模海上災害発生時における迅速な対応と平素 - 1

からの体制の確立	
- 1 - 原子力災害発生時における迅速な対応と平素からの体制の確立	- 3
- 1 - 油等流出事故に対応可能な情報提供体制の確立	- 5
- 2 自然災害による人命・財産等の被害の最小化	
- 2 - 大規模自然災害発生時における迅速な対応と平素からの体制の確立	- 7
- 2 - 防災情報の収集・管理・提供の充実強化	- 9
- 3 海洋環境の保全	
- 3 - 海洋汚染の状況把握のための施策の推進	- 10
- 3 - 海洋汚染の未然防止のための施策の推進	- 12
- 3 - 海洋環境の回復のための施策の推進	- 14
- 3 - 海洋汚染等の海洋モニタリングの継続実施並びに海洋保全データの収集・管理・提供の強化	- 16
- 3 - 航路標識の省エネ・エコロジータ	- 18
- 4 海洋の科学的調査	
- 4 - 地震・火山噴火に関する精度の高い情報提供のための調査	- 20
- 4 - 海洋・沿岸域管理に資する海洋情報の収集・管理・提供体制の充実強化	- 22

## 海上交通の安全確保

- 1 海上交通の安全性の向上	
- 1 - 海上における死亡・行方不明者を伴う海難船舶隻数の減少	- 1
- 1 - 航路標識の運用率の維持	- 6
- 2 ふくそう海域における大規模海難の防止と運航効率の向上	
- 2 - ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数ゼロ	- 8
- 3 航海の安全のための情報提供	
- 3 - 水路図誌等の充実、品質向上	- 12
- 3 - 海象情報の収集・提供の強化及び利便性の向上	- 14

業務遂行計画年次シート（平成 21 年度）

関係業績目標	- 1 海洋権益保全のための監視
関係業績指標	- 1 - 我が国の主権を侵す行為に対する厳正な対応
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部警備課 関係課：総務部情報通信課、装備技術部管理課、施設補給課、船舶課、航空機課、警備救難部管理課、刑事課、警備情報課、救難課
20年度目標	厳正な対応 不審船については事案発生時の拿捕
21年度目標	厳正な対応 不審船については事案発生時の拿捕
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	目標値に係る参考資料（別紙）参照
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に関する分析</p> <p>外国船舶が国際法で認められた「無害通航」や「緊急入域」以外の目的で領海内において停留、はいかい等をしていないか、あるいは不法行為を行っているかの監視取締りを行い、我が国の領海における主権を確保するための領海警備を実施した。</p> <p>また、領海警備を的確に実施することに加え、領海の外に広がる広大な排他的経済水域での資源開発活動や海洋調査活動の監視を行い、我が国の海洋権益の保全に努めた。</p> <p>（2）平成20年度主要実施施策</p> <p>海域の監視体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視船艇、航空機等の装備の充実及び効果的な運用 速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を推進し、効果的な運用を図った。</li> <li>・巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化 領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づく領海警備 平成20年7月1日に施行された「領海等における外国船舶の航行に関する法律」に基づき、我が国の領海等において、やむを得ない理由がないにも関わらず停留等を伴う航行等を行っている外国船舶に対し、立入検査を実施するとともに、必要に応じて、領海等からの退去を命じた。</li> </ul> <p>情報収集、分析、伝達体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・118番の効果的な運用</li> <li>・警備情報システム等の活用、高度化</li> <li>・国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化</li> <li>・海上防犯活動等の充実強化 尖閣諸島上陸事案等を踏まえた対応</li> <li>・平成20年6月、尖閣諸島の領有権を主張する台湾活動家等が乗船した遊漁船1隻が、台湾公船9隻に随伴され、従来にない形態で</li> </ul>

	<p>尖閣諸島の魚釣島領海に侵入し、領有権主張活動を行ったが、巡視船艇等による厳正かつ適切な対処により領海外へ退去した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年12月、中国公船（海洋調査船）2隻が魚釣島領海内において、停留、はいかいといった国際法上認められない航行を行ったが、巡視船による退去要求を行うとともに外交ルートによるハイレベルの抗議を行うことにより領海外へ退去した。</li> </ul> <p>九州南西海域不審船事案を踏まえた不審船対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機搜索監視能力の強化 夜間・荒天等における対処能力の強化のため、航空機の搜索監視能力を強化した。</li> <li>・不審船対応体制の強化 関係機関との連絡調整、事案対応等を迅速確実にを行うための体制の整備及び不審船事案を含む多様化する犯罪への的確な対応が可能となる捜査体制の整備を推進した。</li> <li>・職員の安全確保 機動救難体制の拡充による職員救護体制の整備を推進した。</li> </ul>
21年度政策手段	<p>海域の監視体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視船艇、航空機等の装備の充実及び効果的な運用（継続） 速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を推進し、効果的な運用を図る。</li> <li>・巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化（継続） 領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づく厳格な領海警備の実施（継続） 情報収集、分析、伝達体制の強化</li> <li>・118番の効果的な運用（継続）</li> <li>・警備情報システム等の活用（継続）</li> <li>・国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化（継続）</li> <li>・海上防犯活動等の充実強化（継続） 尖閣諸島上陸事案等を踏まえた対応</li> <li>・尖閣諸島における上陸事案や外国公船による主権侵害行為を踏まえ、政府方針の下、関係機関と連携しながら警備情勢に応じた所要の警備を実施する。（継続）</li> <li>・機動救難体制の拡充による職員救護・負傷者救助体制の整備（継続） 九州南西海域不審船事案を踏まえた不審船対策の強化</li> <li>・不審船対応体制の強化（継続） 関係機関との連絡調整、事案対応等を迅速確実にを行うための体制の整備及び不審船事案を含む多様化する犯罪への的確な対応が可能となる捜査体制の整備を推進する。</li> <li>・職員の安全確保（継続） 機動救難体制の拡充による職員救護体制の整備を推進する。</li> </ul>
備考 (関係機関等)	内閣官房、警察庁、防衛省、法務省、外務省、水産庁、資源エネルギー庁

## 《目標値に係る参考資料》

	平成 19 年	平成 20 年 1～6 月(注)
不法行為・特異行動をした外国船舶	660	139
うち不法行為船舶	566	107
うち特異行動船舶	94	32

不法行為船舶：外国船舶のうち、領水内において、法令に違反する行為が確認された船舶

特異行動船舶：外国船舶のうち、領水内において、法令違反とはならないが、正当な理由のない停船、錨泊又ははいかいなど不審な行動が確認された船舶

(注)平成 20 年 7 月の「領海等における外国船舶の航行に関する法律」(以下「法律」という。)の施行により、従来「特異行動船舶」として取り扱っていた領海及び内水における外国船舶の停留、びょう泊、はいかい等の行為を不法行為として取り扱う必要が生じるなど、統計の継続性が図れなくなったことから、7 月以降は下記のとおり法律に則した統計処理を行うこととした。

領海等における外国船舶の停留、はいかい等の状況

	停留等を行った外国船舶の隻数	立入検査隻数	退去命令隻数	退去指導隻数
平成 20 年 7～12 月	5,536	79	1	113

停留等を行った外国船舶の隻数：法律第 5 条に基づき通報を受けた外国船舶の隻数と当該通報をせずに法律第 4 条に規定する「停留等を伴う航行」又は「通過航行」を行った外国船舶の隻数の和

立入検査隻数：法律第 6 条に基づき立入検査を実施した外国船舶の隻数

退去命令隻数：「停留等を行った外国船舶の隻数」のうち、法律第 7 条に基づき領海等からの退去を命じた外国船舶の隻数

退去指導隻数：「停留等を行った外国船舶の隻数」のうち、法律第 4 条の規定に違反しているとして領海等からの退去を指導した外国船舶の隻数

外国海洋調査船の確認隻数等の推移

	平成 19 年	平成 20 年
確認隻数	21	21
特異な行動を確認した件数	2	8

特異な行動を確認した件数：事前申請等のない又は事前申請等の内容と異なる調査活動として、当庁が直接確認した件数

	平成 19 年	平成 20 年
尖閣諸島周辺海域において領有権主張活動を行った外国の活動家船舶	1	1
うち領海侵入隻数	1	1

不審船の拿捕隻数

平成 19 年	平成 20 年
0	0

## 業務遂行計画年次シート（平成 21 年度）

関係業績目標	- 1 海洋権益保全のための監視																								
関係業績指標	- 1 - 外国漁船の不法操業事犯の摘発																								
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部刑事課 関係課：装備技術部管理課、船舶課、航空機課、警備救難部管理課																								
20年度目標	摘発水準の向上																								
21年度目標	摘発水準の向上																								
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	最近における外国漁船の検挙件数の状況（暦年） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 16 年</th> <th>平成 17 年</th> <th>平成 18 年</th> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>領海</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>排他的経済水域</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	領海	4	3	2	4	0	排他的経済水域	5	8	4	1	2	合計	9	11	6	5	2
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年																				
領海	4	3	2	4	0																				
排他的経済水域	5	8	4	1	2																				
合計	9	11	6	5	2																				
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に対する分析</p> <p>我が国の領海及び排他的経済水域内で違法操業を行う外国漁船の態様は、高速・高性能化を図った船体により巡視船艇の接近をいち早く察知して逃走、取締りに当たる巡視船艇や海上保安官に対する激しい抵抗を行うなど悪質・巧妙化している。</p> <p>海上保安庁は、これらの悪質な外国漁船による違法操業を根絶し、我が国の領海や排他的経済水域での漁業秩序を維持するため、外国漁船による違法操業事犯の摘発を重要課題として取り組んだ結果、平成 20 年においては 2 件外国漁船を検挙している。</p> <p>検挙した 2 件は全て漁業法違反（立入検査忌避）で、当庁巡視船艇による再三の停船命令に従わず逃走を継続し、巡視船艇による強行接舷により停船させ乗組員を逮捕したものであった。本年は世界的な原油価格の高騰等の理由により、昨年に比べ山陰沖の我が国領海及び排他的経済水域における韓国漁船の確認件数が減少するなどの状況の変化も認められたが、一方で境界線付近で操業を繰り返し、巡視船艇の接近をいち早く察知して逃走する、海上保安官の停船命令に応じない、ジグザグ航走により海上保安官の移乗を阻止しようとする、移乗して事情聴取等を行う海上保安官に抵抗する等依然として予断を許さない状況にある。</p> <p>このため、情報収集・分析・伝達体制の強化、監視取締体制の充実強化、関係機関との連携強化、効果・効率的な船艇・航空機の運用を推進し、外国漁船の不法操業の摘発水準の向上を図る。</p> <p>（2）平成 20 年度主要施策</p> <p>捜査能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捜査技術の向上を目的とした研修の実施</li> <li>・ 警備情報システム等の活用、高度化</li> <li>・ データベースの最適化に向けた検討</li> </ul> <p>監視取締体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海上保安官の制圧能力の向上</li> <li>・ 巡視船艇・航空機の装備の充実</li> <li>・ 捕捉資機材の整備及び適切な運用</li> </ul>																								

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船艇・航空機の連携により検挙した事案の解析及び情報共有の実施</li> <li>・ 巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化 関係機関との連携強化</li> <li>・ 水産庁等関係機関との連携強化、連携取締りの実施</li> <li>・ 関係国（露・中・韓等）取締機関等との連携強化</li> <li>・ 地域犯罪対策官による巡回連絡体制の強化</li> <li>・ 海上防犯活動の推進</li> <li>・ 118番の効果的な運用、ホームページ等による一般市民に対する 情報提供依頼等の活動の実施 船艇・航空機の効果・効率的な運用の促進</li> <li>・ 船艇と航空機の連携等による効果的・効率的な監視取締りの推進</li> </ul>
21年度政策手段	<p>捜査能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捜査技術の向上を目的とした研修の実施（継続）</li> <li>・ 警備情報システム等の活用（継続） 監視取締体制の充実強化</li> <li>・ 新捕捉資機材の検証（継続）</li> <li>・ 海上保安官の制圧能力の向上（継続）</li> <li>・ 巡視船艇・航空機の装備の充実（継続）</li> <li>・ 捕捉資機材の整備及び適切な運用（継続）</li> <li>・ 船艇・航空機の連携により検挙した事案の解析及び情報共有の実施 （継続）</li> <li>・ 巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化（継続） 関係機関との連携強化</li> <li>・ 水産庁等関係機関との連携強化、連携取締りの実施（継続）</li> <li>・ 関係国（露・中・韓等）取締機関等との連携強化（継続）</li> <li>・ 地域犯罪対策官による巡回連絡体制の強化（継続）</li> <li>・ 漁業関係者やボランティアとの連携（継続）</li> <li>・ 118番の効果的な運用、ホームページ等による一般市民に対する 情報提供依頼等の活動の実施（継続） 船艇・航空機の効果・効率的な運用の促進</li> <li>・ 船艇と航空機の連携等による効果的・効率的な監視取締りの推進（継続）</li> </ul>
備考 (関係機関等)	

**業務遂行計画年次シート（平成 21 年度）**

関係業績目標	- 2 テロの未然防止				
関係業績指標	- 2 - 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数ゼロ				
政策主務課及び関係課	政策主務課： 警備救難部警備課 関係課： 総務部情報通信課、教育訓練管理官、国際・危機管理官、 装備技術部管理課、船舶課、航空機課、警備救難部管理課、 刑事課、国際刑事課、警備情報課、救難課				
20年度目標	法益侵害の防止 海上及び海上からのテロ活動にあつては被害の発生件数「0」を維持する。				
21年度目標	法益侵害の防止 海上及び海上からのテロ活動にあつては被害の発生件数「0」を維持する。				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	最近のテロ活動による被害発生件数（年度）				
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
	0	0	0	0	0
	最近の海上警備等実施件数（年度）				
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
	1,403	1,651	1,404	1,409	1,322
達成状況に関する分析	<p>(1) 達成状況に関する分析 平成 20 年における海上及び海上からのテロ活動による被害発生はゼロであり、法益侵害を防止した。 平成 13 年 9 月 11 日に発生した米国同時多発テロ以降、各種テロ対策を実施してきたところであるが、国際的な厳しいテロ情勢を踏まえ、平成 20 年度においても引続き、各種施策を実施した。</p> <p>(2) 平成 20 年度主要実施施策 巡視船艇・航空機の運用 ・警備実施等強化巡視船等の巡視船艇・航空機を配備し、警備実施、警衛・警護等を実施 巡視船艇・航空機等の対応能力の強化 ・巡視船艇・航空機の装備の充実 速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を推進 ・船艇・航空機職員の技術向上 ・個人装備等の充実整備 情報収集、分析、伝達体制の強化 ・118番の効果的な運用 ・警備情報システム等の活用、高度化 ・国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化 対応体制の強化 ・テロ対策職員等の配置 ・テロ事案に係る現場対応に関する指示、関係機関との連絡調整・事</p>				

	<p>案対応等を迅速確実にを行うための体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テロ事案を含む、多様化する犯罪への的確な対応が可能となる捜査体制の整備</li> <li>・テロ事案に係る迅速かつ的確な被害者救助体制の整備</li> <li>・巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化</li> </ul> <p>テロへの警備・警戒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒対象施設等（米軍施設、原子力発電所、国際空港等）に対する巡視船艇・航空機による警備の実施</li> <li>・事業者に対する自主警備強化の要請、海事関係者に対する不審情報の提供依頼、不審物・不審者への警戒の指導・徹底の実施</li> <li>・海賊・テロ対策のため東南アジア周辺海域に巡視船・航空機を派遣し、公海上においてしょう戒を実施</li> <li>・原発へのテロを想定した警察との共同訓練の実施</li> </ul> <p>改正 SOLAS 条約への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際船舶・港湾保安法に定める入港規制の実施</li> <li>・情報収集体制の充実強化</li> <li>・警備情報システム等の活用、高度化</li> </ul> <p>港湾保安委員会・危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾保安委員会への参画</li> <li>・危機管理（担当）官を中心とした関係機関の連携強化等</li> </ul> <p>職員の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機動救難体制の拡充による職員救護体制の整備</li> </ul> <p>海賊対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視船・航空機を東南アジア周辺海域へ派遣し、公海上でのしょう戒及び日本関係船舶との海賊対策訓練に加え、寄港国での関係機関との情報交換及び連携訓練、乗船研修等の実施</li> <li>・海上保安大学校への留学生の受け入れ</li> <li>・JICA を通じた「東アジア海上犯罪取締り研修」（イエメン、オマーン、中国、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポールの海上法執行機関から局長級の職員等が参加）の実施</li> <li>・アジア海上保安機関長官級会合の開催支援</li> <li>・東南アジア地域のテロ及び海賊対策のため、海洋政策研究財団と協力し「東南アジアにおける海上セキュリティに関するセミナー」の開催</li> <li>・「海賊情報協力センター」の運用に対する積極的な支援・協力</li> <li>・ソマリア周辺海域の海賊対策として派遣された海上自衛隊の護衛艦に海上保安官 8 名を同乗</li> </ul> <p>拡散に対する安全保障構想（PSI）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月に実施されたニュージーランド主催の海上阻止訓練や関係国際会議への参加・参画</li> </ul>
21年度政策手段	<p>巡視船艇・航空機の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警備実施等強化巡視船等の巡視船艇・航空機を配備し、警備実施、警衛・警護等を実施（継続）</li> </ul>

	<p>巡視船艇・航空機等の対応能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視船艇・航空機の装備の充実（継続） 速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を推進する。</li> <li>・船艇・航空機職員の技術向上（継続）</li> <li>・個人装備等の充実整備（継続）</li> </ul> <p>情報収集、分析、伝達体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・118番の効果的な運用（継続）</li> <li>・警備情報システム等の活用（継続）</li> <li>・国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化（継続）</li> </ul> <p>対応体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テロ対策職員等の配置（継続）</li> <li>・テロ事案に係る現場対応に関する指示、関係機関との連絡調整・事案対応等を迅速確実に行うための体制の整備（継続）</li> <li>・テロ事案を含む、多様化する犯罪への的確な対応が可能となる捜査体制の整備（継続）</li> <li>・テロ事案に係る迅速かつ的確な被害者救助体制の整備（継続）</li> <li>・巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化（継続）</li> </ul> <p>テロへの警備・警戒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒対象施設等（米軍施設、原子力発電所、国際空港等）に対する巡視船艇・航空機による警備の実施（継続）</li> <li>・海外返還 MOX 燃料海上輸送に伴う警備の実施（継続）</li> <li>・事業者に対する自主警備強化の要請、海事関係者に対する不審情報の提供依頼、不審物・不審者への警戒の指導・徹底の実施（継続）</li> <li>・海賊・テロ対策のため東南アジア周辺海域に巡視船・航空機を派遣し、公海上においてしょう戒を実施（継続）</li> <li>・原発へのテロを想定した警察との共同訓練の実施（継続）</li> </ul> <p>改正 SOLAS 条約への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際船舶・港湾保安法に定める入港規制の実施（継続）</li> <li>・情報収集体制の充実強化（継続）</li> <li>・警備情報システムシステム等の活用（継続）</li> </ul> <p>港湾保安委員会・危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾保安委員会への参画（継続）</li> <li>・危機管理（担当）官を中心とした関係機関の連携強化等（継続）</li> </ul> <p>職員の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機動救難体制の拡充による職員救護体制の整備（継続）</li> </ul> <p>海賊対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視船・航空機を東南アジア周辺海域へ派遣し、公海上でのしょう戒及び日本関係船舶との海賊対策訓練に加え、寄港国での関係機関との情報交換及び連携訓練、乗船研修等の推進（継続）</li> <li>・JICA を通じた「東アジア海上犯罪取締まり研修」を継続して実施するとともに、国連やIMOにおいて地域的な連携、協力体制を構築する動きを踏まえつつ、ソマリア周辺諸国の海上法執行能力の向</li> </ul>
--	---

	<p>上支援等の分野において、可能な範囲で積極的に対応（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア海上保安機関長官級会合の開催支援（継続）</li> <li>・「海賊情報協力センター」の運用に対する積極的な支援・協力（継続）</li> </ul> <p>拡散に対する安全保障構想（PSI）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の海上における法執行機関として、海上阻止訓練や関係国際会議に参加（継続）</li> </ul>
備考 (関係機関等)	内閣官房、警察庁、防衛省、国土交通省、消防庁、厚生労働省、経済産業省、外務省、文部科学省

(参考) 拡散安全保障イニシアチブ (PSI) (Proliferation Security Initiative) について  
平成15年5月31日(現地時間) ブッシュ大統領が訪問先のポーランドにて発表したのもので、国際社会全体の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器及びその関連物質等の拡散を防止するために、PSI 参加国が共同して取りうる措置を検討しようとの提案

### 業務遂行年次計画（平成 21 年度）

関係業績目標	- 2 テロの未然防止
関係業績指標	- 2 - 海上における秩序の維持に必要な情報提供
政策主務課及び関係課	政策主務課：海洋情報部海洋調査課、航海情報課 関係課：技術・国際課
20年度目標	秩序の維持に必要な情報の提供
21年度目標	秩序の維持に必要な情報の提供
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	他機関へ対する関連情報の提供（平成 20 年度 12 件）
達成状況に関する分析	<p>（ 1 ）達成状況に関する分析 平成 20 年度は、一部機関に対し、秩序の維持に必要な情報提供を行った。</p> <p>平成 21 年度においても引き続き、必要な情報提供を行うとともに、関連の情報収集・整備等を検討する必要がある。</p> <p>（ 2 ）平成 20 年度主要実施施策 浅海域情報の充実 測量船及び航空機により水深情報の収集に努め、従来手段では困難を伴った浅海域における広範囲な調査を実施した。</p> <p>セキュリティ対策 電子海図システム等のセキュリティレベル向上について検討した。</p> <p>他機関への提供 平成 18 年度から継続して、他機関への提供を行った。</p>
21年度政策手段	<p>浅海域情報の充実（継続）</p> <p>測量船及び航空機による浅海域調査の実施</p> <p>セキュリティ対策（継続）</p> <p>電子海図システム等のセキュリティレベル向上について検討</p> <p>他機関への提供（継続）</p> <p>引き続き他機関への提供</p>
備考 (関係機関等)	

### 業務遂行計画年次シート（平成 21 年度）

関係業績目標	- 3 各種海上犯罪の摘発強化					
関係業績指標	- 3 - 国内密漁事犯の摘発水準の向上					
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部刑事課 関係課：装備技術部管理課、船舶課、航空機課、警備救難部管理課					
20年度目標	摘発水準の向上					
21年度目標	摘発水準の向上					
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	密漁事犯に係る送致件数（外国漁船を除く、暦年）					
		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
	送致件数	1, 241	1, 271	1, 584	1, 769	1, 886
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に関する分析</p> <p>国内密漁事犯の送致件数は、地域特性に応じた取締り手法の開発や関係機関との連携強化を講じた結果、平成 16 年以降増加の一途を辿っている。</p> <p>その形態も多数の密漁者の共謀や水産販売会社と一体となった大掛かりなもの、暴力団の関与が認められるもの等益々手口の悪質化・巧妙化・組織化が図られている傾向にある。</p> <p>このため、情報収集・分析・伝達体制の強化、監視取締体制の充実強化、捜査能力の強化、効果・効率的な船艇・航空機の運用を推進し、引き続き摘発水準の向上を図る。</p> <p>（2）平成 20 年度主要実施施策</p> <p>捜査能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査技術の向上を目的とした研修の実施</li> <li>・警備情報システム等の活用、高度化</li> <li>・データベースの最適化に向けた検討</li> </ul> <p>監視取締体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採証・鑑識能力の強化を目的とした研修の実施</li> <li>・取締手法に関する情報共有の促進</li> <li>・巡視船艇・航空機の装備の充実</li> <li>・有効な捕捉手法に関する情報共有の促進</li> <li>・安全かつ有効な捕捉資器材の開発研究</li> <li>・船艇・航空機の連携により検挙した事案の解析及び情報共有の実施</li> <li>・巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化</li> </ul> <p>関係機関等との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央レベル及び地方レベルにおいて開催されている密漁防止対策連絡会議等への積極的な参画による関係機関との連携協力体制の強化</li> <li>・合同取締等の実施</li> </ul> <p>各地域の関係機関と連携した、地域の実情や期間に応じた合同捜査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域犯罪対策官による巡回連絡体制の強化</li> </ul>					

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上防犯活動の推進</li> <li>・118番の効果的な運用、ホームページ等による一般市民に対する情報提供依頼等の活動の実施 船艇・航空機の効果・効率的な運用の促進</li> <li>・船艇と航空機の有機的な連携等による効果・効率的な監視取締りの推進</li> </ul>
21年度政策手段	<p>捜査能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査・分析技術の向上を目的とした研修の実施（継続）</li> <li>・警備情報システム等の活用（継続） 監視取締体制の充実強化</li> <li>・採証・鑑識能力の強化を目的とした研修の実施（継続）</li> <li>・取締手法に関する情報共有の促進（継続）</li> <li>・巡視船艇・航空機の装備の充実（継続）</li> <li>・有効な捕捉手法に関する情報共有の促進（継続）</li> <li>・安全かつ有効な捕捉資器材の開発研究（継続）</li> <li>・船艇・航空機の連携により検挙した事案の解析及び情報共有の実施（継続）</li> <li>・巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化（継続） 関係機関等との連携の強化</li> <li>・中央レベル及び地方レベルにおいて開催されている密漁防止対策連絡会議等への積極的な参画による関係機関との連携協力体制の強化（継続）</li> <li>・合同取締等の実施（継続） 各地域の関係機関と連携した、地域の実情や期間に応じた合同捜査を実施する。</li> <li>・地域犯罪対策官による巡回連絡体制の強化（継続）</li> <li>・漁業関係者やボランティアとの連携（継続）</li> <li>・118番の効果的な運用、ホームページ等による一般市民に対する情報提供依頼等の活動の実施（継続） 船艇・航空機の効果・効率的な運用の促進</li> <li>・船艇と航空機の連携等による効果・効率的な監視取締りの推進（継続）</li> </ul>
備考 (関係機関等)	

### 業務遂行計画年次シート（平成 21 年度）

関係業績目標	- 3 各種海上犯罪の摘発強化				
関係業績指標	- 3 - 海上環境事犯の摘発水準の向上				
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部刑事課 関係課：装備技術部管理課、船舶課、航空機課、警備救難部管理課				
20年度目標	摘発水準の向上				
21年度目標	摘発水準の向上				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	海上環境事犯送致件数（暦年）				
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
	454	621	680	652	639
達成状況に関する分析	<p>（１）達成状況に関する分析</p> <p>平成 20 年の海上環境事犯の送致件数は、地方自治体・警察等関係機関、防犯団体や地域住民等との連携を推進し、きめ細かい情報収集や取締りを実施した結果、639 件となり、4 年連続で 600 件台を推移している。</p> <p>環境保全の意識が高まる中、依然として処理費用の軽減や設備不良による船舶からの油等の不法排出や臨海工場からの汚水の不法排出は後を絶たず、その形態も夜間航行中の船舶からの排出・投棄など、潜在化、悪質・巧妙化が進む傾向にある。</p> <p>このため、捜査能力の強化、監視取締体制の充実強化、関係機関との連携強化及び船艇・航空機の効率・効果的な運用の促進を行い、海上環境事犯の摘発水準の向上を図る。</p> <p>（２）平成 20 年度主要実施施策</p> <p>捜査能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査技術の向上を目的とした研修の実施</li> <li>・警備情報システム等の活用、高度化</li> <li>・データベースの最適化に向けた検討</li> <li>・臨海工場の操業実態等を勘案した効果的な監視手法の検討</li> <li>・特異な事件の捜査手法及び分析手法の情報共有の推進</li> </ul> <p>監視取締体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採証・鑑識能力の強化を目的とした研修の実施</li> <li>・取締手法に関する情報共有の促進</li> <li>・巡視船艇・航空機の装備の充実</li> <li>・油等証拠資料を採証する資機材の充実</li> <li>・船艇・航空機の連携により検挙した事案の解析及び情報共有の実施</li> <li>・巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化</li> </ul> <p>関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域犯罪対策官による巡回連絡体制の強化</li> <li>・海上防犯活動の推進</li> <li>・118 番の効果的な運用、ホームページ等による一般市民に対する情報提供依頼等の活動の実施</li> <li>・関係機関による沖合いにおける外国船舶からの油等排出事犯発見の際の早期通報体制等連携を強化</li> </ul>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体等が設立している廃棄物不法投棄防止連絡協議会等を通じて、情報交換を行うとともに、通報体制の確立を図る。 船艇・航空機の効果・効率的な運用の促進</li> <li>・ 船艇と航空機の連携等による効果・効率的な監視取締りの推進</li> </ul>
21年度政策手段	<p>捜査能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捜査技術の向上を目的とした研修の実施（継続）</li> <li>・ 警備情報システム等の活用（継続）</li> <li>・ 臨海工場の操業実態等を勘案した効果的な監視手法の検討（継続）</li> <li>・ 特異な事件の捜査手法及び分析手法の情報共有の推進（継続）</li> </ul> <p>監視取締体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採証・鑑識能力の強化を目的とした研修の実施（継続）</li> <li>・ 取締手法に関する情報共有の促進（継続）</li> <li>・ 巡視船艇・航空機の装備の充実（継続）</li> <li>・ 油等証拠資料を採証する資機材の充実（継続）</li> <li>・ 船艇・航空機の連携により検挙した事案の解析及び情報共有の実施（継続）</li> <li>・ 巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化（継続）</li> </ul> <p>関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域犯罪対策官による巡回連絡体制の強化（継続）</li> <li>・ 海事関係者やボランティアとの連携（継続）</li> <li>・ 118番の効果的な運用、ホームページ等による一般市民に対する情報提供依頼等の活動の実施（継続）</li> <li>・ 関係機関による沖合いにおける外国船舶からの油等排出事犯発見の際の早期通報体制等連携を強化（継続）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体等が設立している廃棄物不法投棄防止連絡協議会等を通じて、情報交換を行うとともに、通報体制の確立を図る。（継続）</li> <li>船艇・航空機の効果・効率的な運用の促進</li> <li>・ 船艇と航空機の連携等による効果・効率的な監視取締りの推進（継続）</li> </ul>
備考 (関係機関等)	

**業務遂行計画年次シート（平成 21 年度）**

関係業績目標	- 3 各種海上犯罪の摘発強化						
関係業績指標	- 3 - 密輸・密航事犯の摘発水準の向上 海上ルートによる薬物・銃器事犯の摘発件数を平成 18 年から 22 年の平均で 22 件以上とする。						
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部国際刑事課 関係 課：警備救難部管理課						
20 年度目標	密輸事犯：薬物・銃器事犯の摘発件数 22 件以上を目指す。 密航事犯：摘発水準の向上						
21 年度目標	密輸事犯：薬物・銃器事犯の摘発件数 22 件以上を目指す。 密航事犯：摘発水準の向上						
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	<p>密輸事犯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・摘発件数の 5 年平均</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>平成 14～18 年の平均</td> <td>平成 15～19 年の平均</td> <td>平成 16～20 年の平均</td> </tr> <tr> <td align="center">17 件</td> <td align="center">19.6 件</td> <td align="center">20.6 件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近における薬物・銃器事犯の摘発状況は別紙 1 のとおり</li> </ul> <p>密航事犯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 2 のとおり</li> </ul>	平成 14～18 年の平均	平成 15～19 年の平均	平成 16～20 年の平均	17 件	19.6 件	20.6 件
平成 14～18 年の平均	平成 15～19 年の平均	平成 16～20 年の平均					
17 件	19.6 件	20.6 件					
達成状況に関する分析	<p>(1) 達成状況に関する分析</p> <p>密輸事犯</p> <p>平成 16 年から平成 20 年までの実績値は、20.6 件であり、目標値 22 件に 1.4 件満たなかった。</p> <p>平成 20 年における薬物・銃器事犯の摘発件数は、22 件であった。</p> <p>海上保安庁が関与した薬物の摘発件数は、21 件であり、平成 19 年に比べ 4 件減少したものの、当庁として過去 2 番目の押収量(約 298.68 kg、末端価格約 180 億円)となる、船舶を利用した大量覚せい剤密輸入事件等を摘発し、昨年比 256.98 kg の増となる覚せい剤約 308.38 kg 等を押収した。</p> <p>また、銃器の摘発件数は、1 件であり、平成 19 年に比べ 5 件減少、けん銃実包 1 発を押収した。</p> <p>密輸入事件の形態は、昨年、船舶を利用した大量覚せい剤密輸入事件が発生したものの、ここ数年の傾向は、洋上で大量の覚せい剤等を取引きするいわゆる「瀬取り」の手法ではなく、小口化、巧妙化の傾向が認められる。</p> <p>また、従来からロシア籍又はロシア人船員が関与した事件数が多くを占めていたところ、平成 20 年にあっても総摘発件数 22 件の 6 割を超える 14 件にロシア人船員が関与しており、引続きロシア籍船又はロシア人船員による薬物・銃器事犯に注意が必要である。</p> <p>密航事犯</p> <p>平成 20 年に当庁が摘発(警察と合同で摘発したものを含む。以下、同じ。)した船舶利用の不法出入国事件は 9 件、不法入国者は 8 名、不法入国手引者は 19 名、不法出国者は 3 名、不法出国手引者は 10 名であり、平成 19 年と比べ、摘発件数は 2 件増加、不法入国者は 10 名減少、</p>						

不法入国手引者は12名、不法出国者は3名、不法出国手引者は5名増加した。

主なものとしては、韓国人密航斡旋ブローカーが船員からの不法入国者の受け取りに併せ、不法出入国者を引き渡す韓国人不法出入国事件、ロシアルートによるイラン人の不法入国事件を摘発した。

近年の船舶による不法出入国事犯の手口については、過去多発したコンテナ内への潜伏や隠し部屋等に大量の不法出入国者を隠匿する手法から、高速小型船を仕立てたもの、貨物船に少人数で潜伏するもの、偽変造船員手帳を利用するものへと手法が変化しており、平成20年に摘発した各事件についても同様の手口が認められ、依然として小口化・巧妙化が進んでいる。

#### 各種施策の効果

深刻・巧妙化する薬物・銃器事犯の摘発水準を向上させるため、各管区海上保安本部密輸・密航専従セクションの増員等、取締体制の強化を図るとともに、国内関係機関と連携した取締りを実施したほか、「アジア諸国等との海上薬物犯罪取締連携・協力関係促進のための専門家会合」を開催し、アジア各国の海上保安機関、薬物取締機関等と薬物情勢に関する情報交換及び海上取締りに関する技術移転を行うなど、国内外関係機関との連携・協力の推進等の各種政策を推進してきた効果が現れてきているものと考えられ、引続きこれら施策を推進していく必要がある。

#### (2) 平成20年度主要実施施策

##### 情報分析体制の強化

- ・各管区国際刑事課等における情報分析体制の強化
- ・情報の集約・分析に基づいた効果的な捜査活動の推進
- ・警備情報システム等の活用、高度化
- ・管内最新実態の把握、基礎情報の更新及び新規情報収集のための巡回連絡の実施

##### 内外の関係機関との連携強化

- ・相互訪問、人員派遣等による海外関係機関との協力関係の強化による情報交換ネットワークの強化
- ・警察、税関等国内関係取締機関との連携強化  
(合同訓練、合同立入検査、合同捜査、定期的な情報交換の実施等連携の強化を推進)

##### 監視取締り体制の強化

- ・密輸・密航事犯に関連する情報収集・分析体制の整備  
管区国際刑事課等に組織犯罪情報分析官10名を増員
- ・密輸・密航事犯が発生するおそれの高い海域における巡視船艇・航空機を利用した厳重な監視・警戒の実施
- ・巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化

<p>21年度政策手段</p>	<p>情報収集・分析体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の集約・分析に基づいた効果的な捜査活動の推進（継続）</li> <li>・警備情報システム等の活用（継続）</li> <li>・管内最新実態の把握、基礎情報の更新及び新規情報収集のための巡回連絡の実施（継続）</li> </ul> <p>内外の関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相互訪問、人員派遣等による海外関係機関との協力関係の強化による情報交換ネットワークの強化（継続）</li> <li>・警察、税関等国内関係取締機関との連携強化（継続）</li> </ul> <p>（合同訓練、合同立入検査、合同捜査、定期的情報交換の実施等連携の強化を推進）</p> <p>監視取締り体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・密航取締体制の強化（継続）</li> </ul> <p>第七管区海上保安本部5部署に不法出入国取締官5名を増員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・密輸・密航事犯が発生するおそれの高い海域における巡視船艇・航空機を利用した厳重な監視・警戒の実施（継続）</li> <li>・巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化（継続）</li> </ul>
<p>備考 (関係機関等)</p>	<p>警察庁、財務省、厚生労働省、法務省</p>

## 1 . 最近における薬物・銃器事犯の摘発状況

## 薬物事犯の摘発状況

区分		年別						
		14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
摘発件数 (注)		14	13	16	8	20	25	21
押  収  量	覚せい剤	387.9kg 2錠	1.9kg	109.8kg	0	9.6kg	51.4kg	308.38kg
	大 麻	0.1kg	5.2kg	0.2kg	0.3kg	12.4kg	0.08kg	0.023kg
	麻 薬	5.0kg	0	0.002kg 4,997錠	0.002kg	0	0.0002kg	0.0003kg
	あへん	0	4.2kg	0.0004kg	0	0	0	0

(注) 表の数値は、当庁が単独又は他機関と合同で摘発した事件の数を示す。

## 銃器事犯の摘発状況

区分		年別						
		14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
摘発件数 (注)		4	4	3	1	2	6	1
押  収  量	銃 砲(丁)	3	4	1	1	28	3	0
	けん銃	2	2	1	22	0	1	0
	準空気銃等	0	0	0	0	0	3	0
	実 包(発)	58	75	6	0	791	0	1

(注1) 表の数値は、当庁が単独又は他機関と合同で摘発した事件の数を示す。

(注2) 模造拳銃を含む。

## 2. 摘発事例

### **シエラレオネ籍貨物船乗組員による大量覚せい剤密輸入事件**

11月、門司海上保安部等は、警察、税関、麻薬取締官事務所と合同で、門司港田野浦岸壁に着岸中のシエラレオネ籍「UNIVERSAL」(総トン数1,195トン、インドネシア人12名乗組み)に対する搜索差押えを実施し、船内から覚せい剤約298.68キログラム(末端価格約180億円)を発見、押収し、同船乗組員12名全員と荷受人の日本人2名を覚せい剤取締法違反で逮捕した。

### **カンボジア籍貨物船乗組員による大麻不法所持事件**

12月、小樽海上保安部は、警察、税関と合同で、小樽港に着岸したカンボジア籍貨物船「SINARA」(総トン数1,255トン、ロシア人10名乗組み)の立入検査を実施中、同船居住区において大麻を発見し、この大麻を所持していたことを認めた二等機関士を大麻取締法違反(不法所持)で逮捕した。

また、通常逮捕後の身体検査において、同人の股間に隠匿された、ビニール袋に包まれた鶏卵状の大麻を発見した。

## 1 . 密航事犯等摘発状況

年		16年	17年	18年	19年	20年
摘発状況	件数 (件)	6	4	10	7	9
	不法入国者数 (名)	6	9	22	18	8
	不法出国者数 (名)	15	6	4	0	3
	不法出入国者計 (名)	21	15	26	18	11
	(うち中国人 (名))	(3)	(9)	(20)	(5)	(6)
	不法入国手引者数 (名)	3	1	17	7	19
	不法出国手引者数 (名)	12	3	5	5	10
	摘発者計 (名)	36	19	48	30	40

(注1) 表の数値は、当庁が単独又は警察と合同で摘発したものを示す。

(注2) 不法入国者数には、不法上陸者数を含む。

## 2 . 摘発事例

### 佐賀県呼子港及び山口県宇部港における韓国人不法出入国事件

5月、門司海上保安部宇部海上保安署は警察から不法入国者等逮捕の通知を受け、同情報に基づき不法入国者及び不法出国企図者運搬の容疑船舶を韓国籍貨物船「EVER MASAN」と特定し、松山港内において松山海上保安部等と合同で同船の立入検査を実施したところ、隠し部屋から韓国人1名を発見、同人を不法出国企図容疑で逮捕、E号乗組員7名を営利目的不法入国援助容疑で逮捕し、さらに同7名を不法出国企図幫助容疑で逮捕(再逮捕)した。

一方、警察が逮捕していた手引者1名が、福岡海上保安部で内定捜査中の呼子港における高速小型船による韓国人不法出国幫助容疑で逮捕、さらに同事件において不法出国した韓国人1名が正規に入国している事実を突き止め、同人を不法出国容疑で逮捕した。

### カンボジア籍貨物船イラン人不法入国事件

6月、稚内海上保安部は、稚内港に入港したカンボジア籍貨物船「SARGAN」に対し関係機関と合同で立入検査を実施したところ、船内居室において乗組員名簿に記載のない2名のイラン人を発見、警察が同2名を不法入国容疑で逮捕し、稚内海上保安部が乗組員5名を集団密航助長容疑で逮捕した。

**業務遂行年次計画（平成21年度）**

関係業績目標	- 4 大陸棚限界画定のための調査				
関係業績指標	- 4 - 政府の「大陸棚画定に向けた基本方針」に従って200海里を超えて大陸棚を画定するために必要な精密調査を実施 - 4 - 我が国の管轄海域確定のために必要な科学的基礎資料の整備				
政策主務課及び関係課	政策主務課：海洋情報部海洋調査課・海洋情報課 関係課：				
20年度目標	政府の「大陸棚画定に向けた基本方針」に従って200海里を超えて大陸棚の限界を画定するための精査 ・大陸性地殻か海洋性地殻かを判定するための精密地殻構造調査(大東島周辺海域) ・政府により国連に提出される大陸棚限界情報に資する調査成果の収集、整理、保管及び提供の実施				
21年度目標	政府の「大陸棚の限界設定に向けた今後の対応方針」に従って「大陸棚の限界に関する委員会」における審査への対応に参画				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	政府の「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき200海里を超えて大陸棚の限界を画定するための調査を実施				
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	九州・パラオ海嶺南部、大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域	小笠原海台、対米中間線付近、大東島周辺及び南鳥島周辺海域	沖大東海嶺南西部、紀南海底崖、大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域	南鳥島周辺、日本海溝周辺、大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域	大東島周辺海域
	内閣官房の総合調整の下、関係省庁が連携して整備した科学的基礎資料を基に、10月に国連に提出する200海里を超える大陸棚の限界の範囲を総合海洋政策本部会合において決定、11月に国連へ提出した。				
達成状況に関する分析	(1) 達成状況に関する分析 平成14年度までに終了した概査結果から、新たに我が国の大陸棚とすることができる可能性がある海域が存在することが判明した。このため、同海域の資料を充実するための精査(「科学的・技術的ガイドライン」に従って200海里を超えて大陸棚の限界を画定するための精査)として、平成20年度は当初の目標どおりの海域について精査を実施し、政府の基本方針で定めた目途である平成20年6月までに計画された調査は100%終了した。 大陸棚の限界延長に関する申請資料の国連への提出について、政府の基本方針で定めた目途である平成21年1月より早く、平成20年11月に提出された。 (2) 平成20年度主要実施施策				

	<p>大陸性地殻か海洋性地殻かを判定するための精密地殻構造調査（大東島周辺海域）</p> <p>内閣官房の総合調整の下、関係省庁と連携し、国連へ提出する大陸棚の限界に関する情報の整備及び国連へ提出する情報の作成を効率的に行うために必要な調査成果について一元的に収集、整理、保管及び提供を行う。</p>
21年度政策手段	<p>「大陸棚の限界に関する委員会」における審査への対応について、内閣官房の総合調整の下、外務省を中心に関係省庁が連携して行う委員会への説明資料等の作成、政府代表団の派遣等への参画及び委員会への説明資料作成を効率的に行うための大陸棚調査成果の一元的な整理、保管及び提供を実施する。（新規）</p>
備考 (関係機関等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合海洋政策本部事務局</li> <li>・ 総合海洋政策本部、同境界海域チーム、同幹事会</li> </ul>

### 業務遂行年次計画（平成 21 年度）

関係業績目標	- 5 海洋の総合的管理のための海洋調査の推進
関係業績指標	- 5 - 我が国領海及び排他的経済水域（EEZ）における海洋調査の推進 - 5 - 海洋に関する情報の一元化を推進
政策主務課及び関係課	政策主務課：海洋情報部海洋調査課、海洋情報部海洋情報課
20年度目標	我が国領海及び排他的経済水域（EEZ）のうち調査データの不足している海域において、海底地形調査及び地殻構造調査等を実施
21年度目標	我が国領海及び排他的経済水域（EEZ）のうち調査データの不足している海域において、海底地形調査及び地殻構造調査等を実施 内閣官房の総合調整の下、関係府省の協力を得て、海洋情報の所在を一元的に収集・管理・提供するクリアリングハウスを21年度中に運用開始
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	平成20年度は、我が国領海及び EEZ のうち調査データの不足している海域において、海底地形、地殻構造及び領海基線調査を実施した。
達成状況に関する分析	（1）達成状況に関する分析 我が国領海及び EEZ のうち調査データの不足している海域について、平成20年度当初の計画どおりの海域調査を実施した。 （2）平成20年度主要実施施策 我が国領海及び EEZ のうち調査データの不足している海域において、海底地形、地殻構造調査を実施した。
21年度政策手段	我が国領海及び排他的経済水域（EEZ）のうち調査データの不足している海域において、海洋の開発及び利用や海洋の総合的管理を的確に行うため、海底地形調査、地殻構造調査等の海洋調査を実施する。 ・測量船により海底地形調査及び地殻構造調査を実施（継続） ・航空機等により領海基線調査を実施（継続） 内閣官房の総合調整の下、次のことを実施する。 ・海洋情報クリアリングハウスの構築（継続） ・関係府省の協力を得て、所在情報を収集（継続） ・試験運用を経て、公開（新規）
備考 (関係機関等)	内閣官房、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

### 業務遂行年次計画（平成 21 年度）

関係業績目標	- 1 人命、財産の救助のための体制強化				
関係業績指標	- 1 - 海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数の減少(「平成 22 年までに年間の海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数を 220 人以下とする。」)				
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部救難課 関係課：総務部情報通信課 警備救難部管理課、刑事課				
20 年度目標	年間の海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数を 220 人以下とする。				
21 年度目標	年間の海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数を 220 人以下とする。				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	【海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数の推移】(暦年)				
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
	317 人	276 人	274 人	225 人	274 人
	【内訳】 一般船舶 90 人	【内訳】 一般船舶 57 人	【内訳】 一般船舶 47 人	【内訳】 一般船舶 31 人	【内訳】 一般船舶 35 人
	プレジャーボート等 52 人	プレジャーボート等 50 人	プレジャーボート等 61 人	プレジャーボート等 51 人	プレジャーボート等 43 人
	漁船 175 人	漁船 169 人	漁船 166 人	漁船 143 人	漁船 196 人
達成状況に関する分析	【ライフジャケット着用率の推移】(「海難事故調査票」等による)(暦年)				
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
	42%	36%	42%	52%	48%
	【海難及び船舶からの海中転落発生から 2 時間以内に海上保安庁が情報入手する割合(以後 2 時間以内関知率という)の推移】(「海難事故調査票」等による)(暦年)				
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
	72%	75%	72%	75%	75%
達成状況に関する分析	<p>(1) 達成状況に関する分析</p> <p>平成 20 年の海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数は 274 人で、前年に比べ 49 人増加、平成 20 年の目標値 220 人より 54 人多い状況であった。</p> <p>プレジャーボート等は 8 人減少したものの、一般船舶が 4 人増加、漁船が 53 人増加という結果となった。</p> <p>漁船については、海難隻数が前年と比べ 63 隻減少(795 隻 732 隻)しているものの、4 月に青森県久栗坂漁港沖で発生したホタテ漁船転覆事案(8 人が死亡)、6 月に千葉県犬吠崎沖で発生した第五十八寿和丸転覆・沈没事案(17 人が死亡・行方不明)等、一度に多数の死者・行方不明者</p>				

が発生した海難が昨年と比較して多かったことが増加の要因に挙げられる。

#### ライフジャケット着用率の向上

ライフジャケット着用率は全体で約48%であった。内訳を見てみると、漁船乗船者の着用率は約26%で、依然として低くなっており、平成20年の海難による海中転落及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者のうち、漁船にかかわるものが全体の約7割を占めていることから、より一層の自己救命策確保の指導・啓発の推進が必要である。

なお、1人乗り漁船の着用率については、前年の約29%から約41%に上昇しており、1人乗り漁船のライフジャケット着用義務範囲の拡大やこれを踏まえた様々な啓発活動が功を奏してきたものと考えられる。

#### 海難等の情報の早期入手

平成20年の海難及び船舶からの海中転落が発生してから2時間以内の当庁の関知率は約75%であり、漁船の2時間以内関知率は約64%と低くなっている。

また、すべての海難及び人身事故において、携帯電話118番通報を使用した通報の2時間以内関知率は約88%と高く、救助率も約81%と高いことから、118番の有効性、携帯電話等の連絡手段の確保をより一層推進する必要がある。

#### 救助・救急活動の充実・強化

死者・行方不明者を伴う海難や海中転落は依然として沿岸部において多発していることから、ヘリコプターと機動救難士等が連携した迅速な現場進出、吊り上げ救助及び救急救命処置を講じながらの搬送が行える体制の拡充等により、沿岸海域における救助・救急体制の更なる強化が必要である。

#### (2) 平成20年度実施施策

##### ライフジャケットの着用率の向上

- ・自己救命策確保キャンペーンの推進  
「ライフジャケット常時着用」に係る指導・啓発及び広報活動等
- ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナの指定  
平成20年指定29箇所
- ・プレジャーボート等の乗船者に対する着用義務違反に対する指導・取締りを実施
- ・水産関係機関・団体に対する漁業者によるライフジャケット着用推進の働きかけ及び協力・支援
- ・1人乗り漁船のライフジャケット着用の義務範囲の拡大に伴う着用指導を実施

#### 海難等の情報の早期入手

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」、「防水パック入り携帯電話等連絡手段の確保」に係る指導・啓発及び広報活動等を実施</li> <li>・警察との間において、事故発生情報の相互通報体制を強化</li> </ul> <p>救助・救急活動の充実・強化</p> <p>海難情報収集処理体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・118番による位置情報、AIS（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）情報等の船舶動静情報等を一元的に管理する「海上保安業務システム」を強化</li> </ul> <p>海難救助体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備</li> <li>・沿岸海域における迅速・的確な人命救助体制の強化のため、美保航空基地の機動救難士を増強</li> <li>・「海上保安庁メディカルコントロール体制（救急救命士の業務執行体制）」の充実・強化のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び各小委員会を開催</li> <li>・巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化</li> <li>・隣接国との合同搜索・救助訓練の実施</li> <li>・社団法人日本水難救済会、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携の推進</li> </ul> <p>海難救助技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転覆、沈没等特殊海難対応能力の向上のため、潜水指定船に対する特別強化訓練を実施</li> </ul>
21年度政策手段	<p>ライフジャケット着用率の向上</p> <p>【数値目標】</p> <p>「平成22年までにライフジャケット着用率を50%以上にする。」</p> <p>ライフジャケット着用率が約26%と低い「漁船」乗船者に対しライフジャケット着用推進を重点的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自己救命策確保キャンペーン」の推進（継続）</li> <li>「ライフジャケット常時着用」に係る指導・啓発及び広報活動等</li> <li>・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナ等の拡充（継続）</li> <li>・漁船等乗船者に対する着用義務違反に対する指導・取締りの充実（継続）</li> <li>・水産関係機関・団体等に対する漁業者によるライフジャケット着用推進の働きかけ及び協力・支援（継続）</li> </ul> <p>海難等の情報の早期入手</p> <p>【数値目標】</p> <p>「平成22年までに海難及び船舶からの海中転落発生から2時間以内に海上保安庁が情報を入手する割合を80%以上にする。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自己救命策確保キャンペーン」の推進（継続）</li> </ul>

	<p>「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」、「防水パック入り携帯電話等連絡手段の確保」に係る指導・啓発及び広報活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置表示機能付携帯電話携行の推奨（継続）</li> <li>・水産関係機関・団体への訪問指導等を行い漁業関係者への携帯電話等連絡手段の確保等に係る安全意識の啓発強化（継続）</li> </ul> <p>救助・救急活動の充実・強化 海難情報収集処理体制の充実・強化（継続） 携帯電話118番通報、AIS情報等を活用した「海上保安業務システム」の活用、高度化 海難救助体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救助勢力の早期投入（継続） 巡視船艇・航空機の装備の充実 速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を推進する。</li> <li>・救助・救急体制の充実・強化（継続） ヘリコプターからの降下・吊上げ救助技術、潜水技能、救急救命技能を兼ね備えた機動救難士的那覇航空基地への配置の拡充等沿岸海域における迅速・的確な人命救助体制の構築 「海上保安庁メディカルコントロール体制（救急救命士の業務執行体制）」の充実・強化 巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化</li> <li>・海難救助体制の連携（継続） 隣接国との合同搜索・救助訓練の実施 社団法人日本水難救済会、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携の推進</li> </ul> <p>海難救助技術の向上（継続） 転覆、沈没等特殊海難への対応能力の向上</p>
備考 (関係機関等)	国土交通省海事局、水産庁、地方自治体、警察、消防機関、社団法人日本水難救済会、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会、全国漁業協同組合連合会等

### 業務遂行年次計画（平成 2 1 年度）

関係業績目標	- 1 人命、財産の救助のための体制強化
関係業績指標	- 1 - 漂流予測システムの高度化
政策主務課及び関係課	政策主務課：海洋情報部環境調査課 関係 課：警備救難部救難課、環境防災課
2 0 年度目標	・ 漂流予測に使用するデータの充実 ・ 本庁、管区において研修及び訓練を実施（研修：12 回、訓練：24 回）
2 1 年度目標	・ 漂流予測に使用するデータの充実 ・ 本庁、管区において研修及び訓練を実施（研修：12 回、訓練：24 回）
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	（1）予測結果の検証 （2）漂流予測に関わる職員の知識・技術レベルの向上 本庁、管区における研修実施回数 ・ 平成 1 9 年度は、1 7 回実施 ・ 平成 2 0 年度は、3 0 回実施 管区における訓練実施回数 ・ 平成 1 9 年度は、救難防災訓練等を 1 3 回 ・ 平成 2 0 年度は、救難防災訓練等を 1 8 回
達成に関する分析	（1）達成状況に関する分析 平成 2 0 年度は、研修及び訓練を実施したことにより、関係職員の知識・技術レベルが向上した。また、地衡流・海流同化データ及び気象庁の新しい風予報を採用することにより、計算時間の短縮や精度の向上が図られた。 平成 2 1 年度においても、漂流予測精度の維持および更なる向上のため、引き続きデータの充実、研修及び訓練を実施する必要がある。 （2）平成 2 0 年度主要実施施策 本庁及び管区本部における研修及び訓練を実施し、関係職員の知識・技術レベルの向上を図るとともに、事案対応時における関係部間の連携体制を強化 地衡流及び海流同化データの活用による海流データベースの充実と風予報値の精細化対応を進めた（20 年 10 月実施）
2 1 年度政策手段	予測結果の検証 ・ 予測結果の検証による問題点の把握及び改善策の検討（継続）  漂流予測に使用するデータ及び計算パラメータの充実 ・ 船舶による海流観測の実施及び船舶観測データ集積・伝送装置の維持（継続） ・ 2 軸電磁ログ、海洋短波レーダー等のデータの活用（継続）  漂流予測に携わる職員の知識・技術レベルの向上 ・ 漂流予測業務研修教材の作成及び本庁、管区において年 1 回以上の研修の実施（継続） ・ 管区本部全体の訓練を年 1 回以上、海洋情報部単独での訓練を年 1 回以上実施（継続）
備 考 (関係機関等)	気象庁

### 業務遂行年次計画（平成21年度）

関係業績目標	- 2 マリンレジャーの安全推進						
関係業績指標	- 2 マリンレジャー（プレジャーボート等を除く）活動に伴う死者・行方不明者数の減少						
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部救難課 関係課：警備救難部管理課、海洋情報部環境調査課						
20年度目標	マリンレジャー（プレジャーボート等を除く）活動に伴う死者・行方不明者数の減少						
21年度目標	マリンレジャー（プレジャーボート等を除く）活動に伴う死者・行方不明者数の減少						
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	マリンレジャー（プレジャーボート等を除く）活動に伴う死者・行方不明者						
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年		
	306人	284人	318人	326人	302人	（暦年）	
	【マリンレジャー（プレジャーボート等を除く）種類別内訳】						
	死者・行方不明者	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	5年平均
	遊泳中	116人	128人	137人	128人	117人	125人
	釣り中	109人	91人	106人	116人	116人	108人
	サーフィン中	7人	8人	11人	7人	8人	8人
	ボードセーリング中	3人	1人	1人	3人	2人	2人
	スキューバダイビング中	16人	14人	11人	17人	18人	15人
	その他	55人	42人	52人	55人	41人	49人
	合計	306人	284人	318人	326人	302人	307人
	（暦年）						
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に関する分析</p> <p>平成20年のマリンレジャー（プレジャーボート等を除く）活動に伴う死者・行方不明者は302人で、昨年よりも24人減少した。マリンレジャーの種類別に死者・行方不明者の状況を見ると、遊泳中、釣り中での死者・行方不明者が全体の76%を占めていることから、遊泳者、釣り愛好者に重点をおいたより一層の自己救命策確保の指導・啓発の推進が必要である。</p> <p>・釣り中</p> <p>平成20年の釣り中の死者・行方不明者は、116人で昨年と同じであった。ここ数年、ライフジャケット着用率の低い防波堤での事故が高い割合を占めている。</p> <p>ライフジャケット着用者の生存率は67%に対して、非着用者の生存率は52%と低く、また、緊急通報用電話番号118番かつ携帯電話を使用した通報は、事故者の24%と低いため、より一層のライフ</p>						

	<p>ジャケット着用、緊急通報用電話番号118番の有効活用、携帯電話等の連絡手段の確保を強力に推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊泳中       <p>遊泳中の死者・行方不明者は117人と昨年よりも11人減少した。しかし、18歳以下の若年齢層の死者・行方不明者は、ここ数年横ばい状況にあることから、保護者の監視が必要な若年齢層に対して、離岸流に対する知識等、安全思想の普及を図る必要がある。</p> <p>沿岸部に多いこれらの事故に対し、ヘリコプターと機動救難士等が連携した迅速な現場進出、吊り上げ救助及び救急救命処置を講じながらの搬送が行える体制の拡充等による救助・救急体制の更なる強化が必要である。</p> </li> </ul> <p>(2) 平成20年度実施施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指導・啓発活動の推進</li> <li>・事故防止・安全推進活動       <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスコミ、安全講習会等を活用した情報提供</li> </ul> </li> <li>・「自己救命策確保キャンペーン」の推進</li> <li>・ライフジャケット着用推進モデルマリナーを指定 平成20年指定3箇所</li> </ul> <p>救助・救急活動の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海難情報収集処理体制の充実・強化       <ul style="list-style-type: none"> <li>・118番による位置情報、AIS ( Automatic Identification System : 船舶自動識別装置 ) 情報等の船舶動静情報等を一元的に管理する「海上保安業務システム」を強化</li> </ul> </li> <li>海難救助体制の充実・強化       <ul style="list-style-type: none"> <li>・速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備</li> <li>・沿岸海域における迅速・的確な人命救助体制の強化のため、美保航空基地の機動救難士を増強</li> <li>・「海上保安庁メディカルコントロール体制 ( 救急救命士の業務執行体制 ) 」の充実・強化のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び各小委員会を開催</li> <li>・巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化</li> <li>・社団法人日本水難救済会、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携の推進</li> </ul> </li> </ul> <p>関係省庁等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察との連携       <p>警察との間において、事故発生情報の相互通報体制を強化</p> </li> <li>・地方自治体等との連携       <p>地方自治体及び民間救助機関との連携を図り、マリナーが活発化する時期における救助体制を強化</p> </li> </ul>
21年度政策手段	<p>指導・啓発活動の推進</p> <p>死者・行方不明者の76%を占める「遊泳中」と「釣り中」の事故</p>

	<p>防止対策を重点に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止・安全推進活動（継続）        マスコミ・ホームページ、公共施設・交通機関、民間事業者等を通じた事故防止対策の周知啓発活動を行う。</li> <li>・自己救命策確保キャンペーン（継続）        GW 及び夏季における安全推進期間を中心に「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」の3つを基本とする「自己救命策確保キャンペーン」を積極的に推進する。</li> </ul> <p>救助・救急活動の充実・強化        海難情報収集処理体制の充実・強化（継続）        携帯電話118番通報、AIS情報等を活用した「海上保安業務システム」の活用、高度化        海難救助体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救助勢力の早期投入（継続）        巡視船艇・航空機の装備の充実        速力、捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を推進する。</li> <li>・救助・救急体制の充実・強化（継続）        ヘリコプターからの降下・吊上げ救助技術、潜水技能、救急救命技能を兼ね備えた機動救難士的那覇航空基地への配置の拡充等沿岸海域における迅速・的確な人命救助体制の構築        「海上保安庁メディカルコントロール体制（救急救命士の業務執行体制）」の充実・強化        巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化</li> <li>・海難救助体制の連携（継続）        社団法人日本水難救済会、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携の推進</li> </ul> <p>関係省庁等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体等との連携（継続）        警察・消防や民間救助勢力との連携体制を構築し、迅速な救助活動を行う。</li> </ul>
<p>備考        (関係機関等)</p>	<p>地方自治体、警察、消防機関        (社)日本水難救済会、(財)日本海洋レジャー安全・振興協会        NPO日本ライフセービング協会、NPO PW安全協会</p>

### 業務遂行計画年次シート（平成 21 年度）

関係業績目標	- 1 事故災害による人命・財産等の被害の最小化				
関係業績指標	- 1 - 大規模海上災害発生時における迅速な対応と平素からの体制の確立				
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部環境防災課 関係課：警備救難部管理課、救難課、海洋情報部環境調査課				
20年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の迅速かつ的確な応急活動実施のための関係機関との連携の強化等対応体制の確立</li> <li>・有害危険物質（HNS）流出事故への対応体制の強化</li> <li>・職員等に対する研修及び関係機関との合同訓練の実施</li> <li>・HNS に関する流動・拡散予測の研究</li> </ul>				
21年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の迅速かつ的確な応急活動実施のための関係機関との連携の強化等対応体制の確立</li> <li>・有害危険物質（HNS）流出事故への対応体制の強化</li> <li>・職員等に対する研修及び関係機関との合同訓練の実施</li> <li>・HNS に関する流動・拡散予測の研究</li> </ul>				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	関係機関との合同訓練の回数（年度）				
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	93回	85回	115回	102回	115回
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1000トン型巡視船4隻、350トン型巡視船5隻、180トン型巡視船2隻、30メートル型巡視艇3隻及び20メートル型巡視艇13隻が就役し、事故発生時の応急活動能力が向上した。</li> <li>・HNS 流出事故への対応体制を強化するため、門司及び鳥羽に HNS 対応資機材を配備した。（前年度横浜、水島配備済み、本年度で4箇所となった。）また、物質ごとの対応手法を具体的に規定した有害液体物質防除マニュアルを修正した。</li> <li>・油等の排出事故が発生した場合等における対応能力を強化するため、各種研修機関等を活用した研修を実施した。</li> <li>・各管区本部及び保安部署において、関係機関との合同訓練を115回実施し、関係機関との連携体制の維持、強化を図った。</li> </ul> <p>（2）平成20年度主要実施施策</p> <p style="padding-left: 20px;">油防除資機材等の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">大規模油等排出事故が発生した場合に対応するため、引き続き必要な船艇の整備及び資材の整備に努めた。</p> <p style="padding-left: 20px;">関係機関との連携強化</p> <p style="padding-left: 20px;">油等流出事故が発生した場合に、災害応急活動を迅速かつ的確に実施するとともに、関係機関等との連携訓練等を実施し、対応能力の強化を図った。</p> <p style="padding-left: 20px;">HNS 流出事故への対応体制の強化</p>				

	<p>排出された有害液体物質等に迅速かつ的確に対応するため、有害液体物質防除マニュアルを修正するとともに、関係機関との連携体制の強化を図った。</p> <p>訓練・研修の実施 事故発生時に、安全かつ的確確実に業務を遂行するため、機動防除隊員等に対して排出油等の防除、海上火災消火訓練等の防災訓練及びHNS 流出事故対応を始めとした各種研修を実施した。</p> <p>研究の実施 HNS に関連する流動・拡散予測の共同研究（海上技術安全研究所）</p>
21年度政策手段	<p>油防除資機材等の整備（継続） 大規模油等排出事故が発生した場合に対応するため、引き続き必要な船艇及び資材の整備に努める。</p> <p>関係機関との連携強化（継続） 大規模油等流出事故が発生した場合に、災害応急活動を迅速かつ的確に実施するとともに、関係機関等との連携訓練等を実施し、対応能力の強化を図る。</p> <p>HNS 流出事故への対応体制の強化（継続） 排出された有害液体物質等に迅速かつ的確に対応するため、HNS 対応資機材の整備を計画的に推進する（21年度神戸、徳山に配備予定）とともに、関係機関との連携体制の強化を図る。</p> <p>訓練・研修の実施（継続） 事故発生時に、安全かつ的確確実に業務を遂行するため、機動防除隊員等に対して排出油等の防除、海上火災消火訓練等の防災訓練及びHNS 流出事故対応を始めとした各種研修を実施する。</p> <p>研究の実施（継続） HNS に関連する流動・拡散予測の共同研究（海上技術安全研究所）</p>
備考 (関係機関等)	国土交通省、警察庁、消防庁、防衛省、(独)海上災害防止センター

### 業務遂行計画年次シート（平成 21 年度）

関係業績目標	- 1 事故災害による人命・財産等の被害の最小化				
関係業績指標	- 1 - 原子力災害発生時における迅速な対応と平素からの体制の確立				
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部環境防災課 関係課：総務部国際・危機管理官、警備救難部救難課				
20年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門機関における研修の実施</li> <li>・ 原子力安全対策資機材の維持・管理</li> <li>・ 関係機関との連携強化及び原子力防災訓練への参加</li> </ul>				
21年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門機関における研修の実施</li> <li>・ 原子力安全対策資機材の維持・管理</li> <li>・ 関係機関との連携強化及び原子力防災訓練への参加</li> </ul>				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	専門機関（独立行政法人放射線医学総合研究所）における研修及び原子力訓練の回数（年度）				
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	研修の実施 7 名	研修の実施 7 名	研修の実施 7 名	研修の実施 0 名	研修の実施 10 名
	訓練の実施 23 回	訓練の実施 22 回	訓練の実施 28 回	訓練の実施 28 回	訓練の実施 30 回
達成状況に関する分析	<p>(1) 達成状況に関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門機関である独立行政法人放射線医学総合研究所及び原子力安全技術センターによる海上原子力防災研修を例年どおり実施し、職員に対し原子力災害時における安全管理、放射線の影響、当庁の対応等について理解させた。</li> <li>・ 現有する資機材について、計画的・効率的な維持管理を行うとともに、老朽化した資機材の代替整備を実施した。</li> <li>・ 各原子力施設において実施される、関係機関合同の原子力防災訓練に参加し、原子力災害時における当庁の役割に応じた対応を行うとともに、関係機関との連携を強化した。</li> </ul> <p>(2) 平成 20 年度主要実施施策</p> <p style="padding-left: 20px;">専門機関における研修の実施 独立行政法人放射線医学総合研究所等による海上原子力防災研修を職員に受講させ、現場での原子力防災知識の普及を図った。</p> <p style="padding-left: 20px;">原子力安全対策資機材の運用手法検討等 現有する原子力安全対策資機材のうち、老朽化した資機材を代替整備した。</p> <p style="padding-left: 20px;">原子力防災訓練への参加 当庁は原子力災害時において防災基本計画に基づき海上において救助・救急活動、モニタリングの支援等実施するが、当庁の役割に応じ</p>				

	<p>た活動を行うため、平素から原子力災害時の対応体制の確立、関係機関との連携強化を図り、原子力災害発生時の海上保安庁における対応体制を維持していくこととしているが、そのための政府主催の原子力総合防災訓練及び各管区ごとに実施される関係機関との合同訓練へ積極的に参加した。</p>
21年度政策手段	<p>専門機関における研修の実施（継続）          独立行政法人放射線医学総合研究所等における海上原子力防災研修を職員に受講させ、受講者による現場での原子力防災知識の普及を図る。</p> <p>原子力安全対策資機材の維持・管理（継続）          現有する原子力安全対策資機材について、引き続き計画的・効率的な維持管理を行う。</p> <p>原子力防災訓練への参加（継続）          当庁は原子力災害時において防災基本計画に基づき海上において救助・救急活動、モニタリングの支援等実施するが、当庁の役割に応じた活動を行うため、平素から原子力災害時の対応体制の確立、関係機関との連携強化を図り、原子力災害発生時の海上保安庁における対応体制を維持していく。そのため政府主催の原子力総合防災訓練及び各管区ごとに実施される関係機関との合同訓練へ積極的に参加する。</p>
備考 (関係機関等)	<p>文部科学省、原子力安全・保安院等</p>

業務遂行年次計画（平成21年度）

関係業績目標	- 1 事故災害による人命・財産等の被害の最小化					
関係業績指標	- 1 - 油等流出事故に対応可能な情報提供体制の確立					
政策主務課 及び関係課	政策主務課：海洋情報部海洋情報課 関係課：警備救難部環境防災課					
20年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ceis Net(シーズネット：WebGISによる情報提供形式の愛称)の掲載情報の充実</li> <li>・ESI(環境脆弱性指標)マップ等の環境保全情報参考図提供の促進</li> </ul>					
21年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ceis Net(シーズネット：WebGISによる情報提供形式の愛称、別紙参照)の掲載情報の充実</li> <li>・ESI(環境脆弱性指標)マップ(別紙参照)等の環境保全情報参考図提供の促進</li> </ul>					
目標値に係る 過去の実績値 及び達成状況	事 項	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	沿岸海域環境保全情報の 管理					
	・既存情報の管理	H11～14に地理・防災・社会・自然情報等を収集し データベース化。以降は最新データ入手に合わせて随時更新				
	・ESI情報 調査距離数	8,800km	6,700km	3,900km		
	調査結果の 数値化距離数	8,500km		8,800km	10,600km	
	Web-GISによる情報提供					
	・Ceis Netの運用 パスワードの配布 (油防除関係機関)	H15年度に国の関係機関及び地方自治体1,468箇所をユーザ 登録し、共有を開始。(ユーザ数は随時加除変更)				
	一般への提供					
	掲載情報の追加	H16年度海洋情報部ホームページにCeis Netを掲載				
	環境保全情報参考図の提供 (管区海洋情報部分)	海岸線のESI情報				
	20件	129件	134件	261件	248件	

<p>達成状況に関する分析</p>	<p>(1) 達成状況に関する分析 平成20年度は次項の施策を実施し、油流出事故に対応可能な情報提供体制を整備し、当初の目標を全て達成した。平成21年度においても引き続き情報提供体制の維持強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 平成20年度主要実施施策 沿岸海域環境保全情報の整備 海岸線のESI情報等を更新し、データベース化を実施した。 Web-GISによる情報提供 油等流出事故に対応可能な提供システムとしてCeis Netを運用するとともに、掲載情報の最新維持を行った。 環境保全情報参考図等の提供 油流出事故の際、庁内外の要請に応じ必要情報を迅速に情報提供するため、管区海洋情報部において電子媒体によるESIマップをESI情報の整備地域から順次作成した。</p>
<p>21年度政策手段</p>	<p>沿岸海域環境保全情報の整備（継続） 引き続き沿岸海域環境保全情報の最新維持に努め、データベースを管理する。漁業権情報の更新に努める。 Web-GISによる情報提供（継続） 引き続きCeis Netを運用していくとともに、Ceis Net掲載情報の最新維持を行う。 環境保全情報参考図等の提供（継続） ESIマップの最新維持を行うとともに、環境保全情報の防災等への活用を図る。</p>
<p>備考 (関係機関等)</p>	<p>環境省、水産庁</p>

### 業務遂行計画年次シート（平成 21 年度）

関係業績目標	- 2 自然災害による人命・財産等の被害の最小化				
関係業績指標	- 2 - 大規模自然災害発生時における迅速な対応と平素からの体制の確立				
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部環境防災課 関係課：総務部国際・危機管理官、装備技術部管理課、施設補給課、警備救難部救難課、海洋情報部、交通部安全課、				
20年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害発生時の迅速かつ的確な災害応急対策実施のための関係機関との連携強化</li> <li>・関係機関との合同訓練の実施</li> <li>・大規模地震に備えた対応体制の検討</li> </ul>				
21年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害発生時の迅速かつ的確な災害応急対策実施のための関係機関との連携強化</li> <li>・関係機関との合同訓練の実施</li> <li>・大規模地震に備えた対応体制の検討</li> </ul>				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	関係機関との合同訓練の回数（年度）				
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	122回	165回	168回	171回	179回
達成状況に関する分析	<p>(1) 達成状況に関する分析 政府総合防災訓練に参加するなど、関係機関との合同訓練を 179 回実施するとともに、各地域における地震対策等の各種会議に参画することにより関係機関との連携の強化を図った。</p> <p>(2) 平成 20 年度主要実施施策 関係機関との連携強化 机上訓練、実働訓練の実施等を通じ、関係機関との連携を強化するとともに、沿岸部等における風水害、地震災害等の自然災害に対し迅速かつ的確な応急対策を実施した。 津波に対する体制の充実 全国の特定港を中心に設立された「船舶津波対策協議会」において、関係機関、海事関係者等が一体となり、最新の津波関連データ等を活用し、船舶津波対策の検討を進めるとともに、必要に応じて随時これを見直し、地域の特性に応じた船舶津波対策の充実を図った。 救助・救急体制の充実 レンジャー救助技術、潜水技能及び救急救命技能を兼ね備えた機動救難士の航空基地への配置の拡充等沿岸海域における迅速・的確な人命救助体制を構築した。 巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化を図った。 海難救助技術の向上 一般海上保安官が行う救急救急手当の実施を制度化するとともに、「海上保安庁メディカルコントロール体制（救急救命士の業務執行体制）」を充実・強化した。</p>				

<p>21年度政策手段</p>	<p>関係機関との連携強化（継続） 机上訓練、実働訓練の実施等を通じ、関係機関との連携を強化するとともに、沿岸部等における風水害、地震災害等の自然災害に対し迅速かつ的確な応急対策を実施する。</p> <p>津波に対する体制の充実（継続） 全国の特定港を中心に設立された「船舶津波対策協議会」において、関係機関、海事関係者等が一体となり、最新の津波関連データ等を活用し、船舶津波対策の検討を進めるとともに、必要に応じて随時これを見直し、地域の特性に応じた船舶津波対策の充実を図る。</p> <p>地震に対する体制の検討（継続） 中央防災会議専門調査会の検討結果等を踏まえ、海上保安庁防災業務計画の修正等大規模地震に備えた対応体制を充実強化する。</p> <p>救助・救急体制の充実（継続） レンジャー救助技術、潜水技能及び救急救命技能を兼ね備えた機動救難士の航空基地への配置の拡充等沿岸海域における迅速・的確な人命救助体制を構築する。</p> <p>巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化を図る。</p> <p>海難救助技術の向上（継続） 一般海上保安官が行う応急救急手当の実施を制度化するとともに、「海上保安庁メディカルコントロール体制（救急救命士の業務執行体制）」を充実・強化する。</p>
<p>備考 (関係機関等)</p>	<p>内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、地方公共団体等</p>

### 業務遂行年次計画（平成 2 1 年度）

関係業績目標	- 2 自然災害による人命・財産等の被害の最小化
関係業績指標	- 2 - 防災情報の収集・管理・提供の充実強化
政策主務課及び関係課	政策主務課：海洋情報部海洋情報課 関係課：海洋情報部海洋調査課、航海情報課
2 0 年度目標	防災関連情報の収集・整備
2 1 年度目標	防災関連情報の収集・整備
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸防災情報図の整備状況 平成 2 0 年度までに 4 8 図作成し、関係機関へ配布</li> <li>・津波防災情報図の整備状況 平成 2 0 年度までに 4 3 図作成し、関係機関へ配布</li> </ul>
達成状況に関する分析	<p>( 1 ) 達成状況に関する分析 平成 2 0 年度は、次項の施策を実施し、防災関連情報の収集・整備を行った。 平成 2 1 年度においても引き続き防災関連情報の収集・整備を行うとともに、これら情報の一元的な管理手法の検討が必要である。</p> <p>( 2 ) 平成 2 0 年度主要実施施策 沿岸防災情報図の充実 災害発生時に円滑な救難・救助活動の遂行に資するため、海域から巡視船等により適切な救助活動が実施できる拠点を選定し、調査を行い、社会情報、自然情報等を網羅した沿岸防災情報図を四管区管内において整備した。 津波防災情報の充実 東南海・南海地震及び日本海溝地震による津波について、津波シミュレーションに基づく津波防災情報図を引き続き整備した。 地震及び津波に関する航行警報提供体制の強化 地震・津波情報の迅速・確実な航行警報による提供を行うため、インマルサット EGC 管制装置を的確に運用する訓練を実施した。</p>
2 1 年度政策手段	<p>沿岸防災情報図の充実（継続） 引き続き四管区管内 1 箇所において、関係機関と連携の下、沿岸防災情報図の整備に努める。</p> <p>津波防災情報の充実（継続） これまでに整備した海底地形メッシュデータ及び既存メッシュデータの活用等を図り、東海、東南海・南海地震及び日本海溝地震で発生する地震による津波について、引き続き津波シミュレーションに基づく津波防災情報図を整備する。</p> <p>地震及び津波に関する航行警報提供体制の強化（継続） 地震・津波情報の迅速・確実な航行警報による提供を行うため、引き続きインマルサット EGC 管制装置を的確に運用する訓練を実施する。</p>
備考 (関係機関等)	

**業務遂行計画年次シート（平成21年度）**

関係業績目標	- 3 海洋環境の保全				
関係業績指標	- 3 - 海洋汚染の状況把握のための施策の推進				
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部環境防災課 関係課：警備救難部刑事課、海洋情報部環境調査課				
20年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>油、廃棄物等による海洋汚染の発生状況の的確な把握</li> <li>海洋汚染調査（調査及び成果の公表）の充実</li> <li>「全国海の再生」推進のための基礎情報の把握</li> </ul>				
21年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>油、廃棄物等による海洋汚染の発生状況の的確な把握</li> <li>海洋汚染調査（調査及び成果の公表）の充実</li> <li>「全国海の再生」推進のための基礎情報の把握</li> </ul>				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	油、廃棄物等による海洋汚染の発生確認件数（暦年）				
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
	425件	360件	470件	477件	554件
	海色監視衛星データ処理システムの運用（東京湾、大阪湾） モニタリングポストによる水質監視（千葉灯標）				
達成状況に関する分析	<p>(1) 達成状況に関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油、廃棄物等による海洋汚染の発生状況の把握（3月中頃記載予定） 市民からの「118番」通報及び巡視船艇等を活用した沿岸域の監視による油、廃棄物等の海洋汚染の発生情報に基づき、汚染状況の確認・調査を行い、その結果を「海洋汚染の現状」として取りまとめた。平成20年に確認した油、廃棄物等による海洋汚染は、554件であり、19年より77件増加した。</li> <li>海洋汚染調査結果(調査結果を3月中にとりまとめ、4月に公表予定)</li> <li>「全国海の再生」推進のための基礎情報の把握 「東京湾再生プロジェクト」として人工衛星データによる赤潮等の発生、挙動、消滅などを把握するとともに、千葉灯標に設置したモニタリングポストの情報も併せ、インターネットを利用しリアルタイム情報として提供を実施した。</li> </ul> <p>(2) 平成20年度主要実施施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海・陸・空一体となった不法投棄調査等</li> <li>海・陸・空一体となった、効率的かつ効果的な沿岸域の廃棄物・廃船不法投棄状況調査を実施した。</li> <li>油、廃棄物等による海洋汚染の発生状況の把握 日本周辺海域における油、廃棄物等の海洋汚染の発生確認状況（発生海域、汚染の種類、汚染物質、原因等）及び海上環境事犯取締状況を取りまとめ、平成20年4月に「海洋汚染の現状」として公表した。</li> <li>海洋汚染調査の実施、公表 国民にわかりやすい海洋汚染調査結果を作成し、平成20年4月に公表した。</li> <li>「全国海の再生」推進のための基礎情報の把握</li> </ul>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画が策定された海域における水質の状況を把握した。</li> <li>・関係機関とデータを共有した。</li> </ul>
21年度政策手段	<p>海・陸・空一体となった不法投棄調査等（継続）</p> <p>海・陸・空一体となった、効率的かつ効果的な沿岸域の廃棄物・廃船不法投棄状況調査を実施する。</p> <p>油、廃棄物等による海洋汚染の発生状況の把握（継続）</p> <p>日本周辺海域における油、廃棄物等の海洋汚染の発生確認状況（発生海域、汚染の種類、汚染物質、原因等）及び海上環境事犯取締状況を取りまとめ、「海洋汚染の現状」として公表する。</p> <p>海洋汚染調査の実施、公表（継続）</p> <p>国民にわかりやすい海洋汚染調査結果を作成し、公表する。</p> <p>「全国海の再生」推進のための基礎情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画が策定された海域における汚染状況等の調査体制を充実強化する。（継続）</li> <li>・行動計画が策定された海域における水質の状況を把握する。（継続）</li> <li>・関係機関とのデータを共有する。（継続）</li> <li>・海色監視衛星データ処理システムを運用する。（継続）</li> </ul>
備考 (関係機関等)	国土交通省、農林水産省、環境省、地方自治体

### 業務遂行計画年次シート（平成 21 年度）

関係業績目標	- 3 海洋環境の保全				
関係業績指標	- 3 - 海洋汚染の未然防止のための施策の推進				
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部環境防災課 関係課：警備救難部刑事課				
20年度目標	・海洋環境保全のための指導・啓発活動の実施 ・海上環境事犯の監視取締り				
21年度目標	・海洋環境保全のための指導・啓発活動の実施 ・海上環境事犯の監視取締り				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	指導・啓発活動実施回数（暦年）				
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
	1,864 件	1,983 件	1,997 件	4,005 件	5,277 件
	海上環境事犯送致件数（暦年）				
平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	
454 件	621 件	680 件	652 件	639 件	
達成状況に関する分析	<p>(1) 達成状況に関する分析</p> <p>海洋環境保全のための指導・啓発活動の実施          海事・漁業関係者を対象とした「海洋環境保全講習会」128回、次世代を担う子供達を対象とした「海洋環境保全教室」363回実施し、海洋環境保全思想の向上を図った。平成20年の海洋汚染発生確認件数は554件（平成19年477件）と昨年よりも80件程度で増加していることから、今後も引き続き指導・啓発活動を積極的に行う必要がある。</p> <p>海上環境事犯の監視取締り          平成20年の海上環境事犯の送致件数は639件であり、平成19年の652件に比べ13件減少した。          今後も引き続き、取締りを強力に推進していく。</p> <p>(2) 平成20年度主要実施施策</p> <p>情報収集体制の強化          緊急通報用電話番号『118番』、ホームページ等の運用により一般市民等からの情報収集を強化した。</p> <p>巡視船艇・航空機による監視・調査          巡視船艇・航空機を活用した監視・調査を実施した。</p> <p>関係機関との連携協力の推進          自治体が設置する環境犯罪対策会議、廃棄物不法投棄防止協議会等を通じて、関係自治体、警察等関係機関との連携協力を推進した。</p> <p>海洋環境保全思想の向上のための指導・啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集中的に指導・啓発活動を行うため「海洋環境保全推進月間」を設け、更なる海洋環境保全思想の向上を図った。</li> <li>・海事・漁業関係者に対し、訪船指導や海洋環境保全講習会を実施し、油、廃棄物等の排出防止及び適正処理に関する指導を実施した。</li> <li>・次世代を担う子供たちに対し、環境紙芝居、簡易水質検査、漂着ゴミ</li> </ul>				

	<p>ミ分類調査等による海洋環境保全教室や第8回目となる図画コンクール等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアである「海洋環境保全推進員」や「海守」等と連携し、更に海洋環境保全思想が向上する啓発活動等を行った。</li> </ul> <p>悪質な法令違反の重点的取締り 事業者による廃棄物不法投棄事犯及び悪質な廃船不法投棄事犯の重点的取締りを実施した。</p>
21年度政策手段	<p>情報収集体制の強化（継続） 緊急通報用電話番号『118番』、ホームページ等の運用により一般市民等からの情報収集を強化する。</p> <p>巡視船艇・航空機による監視・調査（継続） 巡視船艇・航空機を活用した監視・調査を実施する。</p> <p>関係機関との連携協力の推進（継続） 自治体が設置する環境犯罪対策会議、廃棄物不法投棄防止協議会等を通じて、関係自治体、警察等関係機関との連携協力を推進する。</p> <p>海洋環境保全思想の向上のための指導・啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集中的に指導・啓発活動を行うため「海洋環境保全推進月間」（6月）を設け、更なる海洋環境保全思想の向上を図る。（継続）</li> <li>・海事・漁業関係者に対し、訪船指導や海洋環境保全講習会を実施し、油、廃棄物等の排出防止及び適正処理に関する指導を実施する。（継続）</li> <li>・次世代を担う子供たちに対し、環境紙芝居、簡易水質検査、漂着ゴミ分類調査等による海洋環境保全教室や図画コンクール等を実施する。（継続）</li> <li>・ボランティアである「海洋環境保全推進員」等と連携し、更に海洋環境保全思想が向上する啓発活動等を行う。（継続）</li> </ul> <p>悪質な法令違反の重点的取締り（継続） 事業者による廃棄物不法投棄事犯及び悪質な廃船不法投棄事犯の重点的取締りを実施する。</p>
備考 (関係機関等)	国土交通省、地方自治体、都道府県警察、環境 NGO

### 業務遂行計画年次シート（平成21年度）

関係業績目標	- 3 海洋環境の保全														
関係業績指標	- 3 - 海洋環境の回復のための施策の推進														
政策主務課及び関係課	政策主務課：警備救難部環境防災課 関係課：警備救難部刑事課、海洋情報部環境調査課														
20年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃船の除去指導の徹底</li> <li>・ 「全国海の再生」の推進</li> </ul>														
21年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃船の撤去指導の徹底</li> <li>・ 「全国海の再生」の推進</li> </ul>														
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	廃船の警告件数（暦年） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">平成16年</th> <th style="width: 20%;">平成17年</th> <th style="width: 20%;">平成18年</th> <th style="width: 20%;">平成19年</th> <th style="width: 20%;">平成20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">360件</td> <td style="text-align: center;">287件</td> <td style="text-align: center;">310件</td> <td style="text-align: center;">385件</td> <td style="text-align: center;">299件</td> </tr> </tbody> </table>					平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	360件	287件	310件	385件	299件
平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年											
360件	287件	310件	385件	299件											
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に関する分析</p> <p style="margin-left: 20px;">廃船の不法投棄について</p> <p style="margin-left: 20px;">平成20年において、廃船299隻につき警告を行い、適正撤去させた。</p> <p style="margin-left: 20px;">廃船の警告件数は年々増加していることから、今後も強力に除去指導を実施するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">「全国海の再生」の推進</p> <p style="margin-left: 20px;">東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において、関係省庁及び地方自治体等と連携して、行動計画に基づく施策を推進した。</p> <p style="margin-left: 20px;">海の再生は短期間で達成できるものではないことから、今後も継続して行動計画に基づく施策を推進することとする。</p> <p>（2）平成20年度主要実施施策</p> <p style="margin-left: 20px;">原状回復への指導及び関係団体等との連携協力の推進</p> <p style="margin-left: 20px;">廃船による海洋汚染を現状回復させるため、撤去主体である原因者に対し、廃船指導票を用いた指導を実施した。また、廃船処理促進協議会等への参加等、地方自治体、警察等関係機関との連携を強化した。</p> <p style="margin-left: 20px;">FRP船リサイクルシステムへの協力</p> <p style="margin-left: 20px;">国土交通省と連携している（社）日本舟艇工業会が廃FRP船の適正な処理を実現するため実施するFRP船リサイクルシステムの円滑な運用に協力した。</p> <p style="margin-left: 20px;">「全国海の再生」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾以外の閉鎖性海域に海の再生の取組を展開するべく名古屋市において、港湾局や下水道部とともに全国海の再生会議を行った。</li> <li>・ 関係省庁、地方自治体及びNGO等と連携して、行動計画に基づく施策を推進した。</li> <li>・ 環境モニタリングの結果得られた水質データの提供、海色監視衛星データ処理システムを運用した。</li> <li>・ 関係機関との汚染メカニズム解明のための調査・解析を推進した。</li> <li>・ 海域の環境保全のための啓発活動を実施した。</li> </ul>														

<p>21年度政策手段</p>	<p>原状回復への指導及び関係団体等との連携協力の推進（継続）          廃船による海洋汚染を現状回復させるため、撤去主体である原因者に対し、廃船指導票を用いた指導を実施する。また、廃船処理促進協議会等への参加等、地方自治体、警察等関係機関との連携を強化する。</p> <p>FRP船リサイクルシステムへの協力（継続）          国土交通省と連携している（社）日本舟艇工業会が廃FRP船の適正な処理を実現するため実施するFRP船リサイクルシステムの円滑な運用に協力する。</p> <p>「全国海の再生」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾以外の閉鎖性海域に海の再生の取組を展開するべく検討を実施する。（継続）</li> <li>・ 関係省庁、地方自治体及びNGO等と連携して、行動計画に基づく施策を推進する。（継続）</li> <li>・ 環境モニタリングの結果得られた水質データの提供、海色監視衛星データ処理システムを運用する。（継続）</li> <li>・ 関係機関との汚染メカニズム解明のための調査・解析を推進する。（継続）</li> <li>・ 海域の環境保全のための啓発活動を実施する。（継続）</li> </ul>
<p>備考 (関係機関等)</p>	<p>国土交通省、農林水産省、環境省、地方自治体、都道府県警察</p>

### 業務遂行年次計画（平成 2 1 年度）

関係業績目標	- 3 海洋環境の保全				
関係業績指標	- 3 - 海洋汚染等の海洋モニタリングの継続実施並びに海洋保全データの収集・管理・提供の強化				
政策主務課及び関係課	政策主務課：海洋情報部環境調査課 関係 課：海洋情報部海洋情報課、警備救難部環境防災課				
20年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋汚染調査（調査及び成果の公表）の充実</li> <li>・放射能調査の充実</li> <li>・「全国海の再生」推進のための海洋モニタリングの充実</li> <li>・西太平洋海域共同調査（調査及び成果の公表）の充実</li> <li>・海洋保全データの管理の強化</li> </ul>				
21年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋汚染調査（調査及び成果の公表）の充実</li> <li>・放射能調査の充実</li> <li>・「全国海の再生」推進のための海洋モニタリングの充実</li> <li>・西太平洋海域共同調査（調査及び成果の公表）の充実</li> <li>・海洋保全データの管理の強化</li> </ul>				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	・海洋汚染調査の実施回数（年度）				
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	6	7	7	6	10
	・放射能調査の実施回数（年度）				
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	9	7	10	8	12
・西太平洋海域共同調査結果の作成・提供（年度）					
平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
1	1	1	1	1	
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に関する分析</p> <p>平成 20 年度は、海洋環境保全に係る各調査を実施し、必要なデータを収集・管理するとともに、調査結果をインターネット等により公表し、海洋環境の保全に寄与した。</p> <p>平成 21 年度においても、海洋環境保全のため、各調査を的確に実施し、引き続き必要なデータを収集・管理し、提供する。</p> <p>（2）平成 20 年度主要実施施策</p> <p>海洋汚染調査及び放射能調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖性の高い海域等の海洋汚染調査を実施</li> <li>・平成 19 年採取資料の調査結果を「海洋汚染調査報告」としてとりまとめ、インターネットに掲載</li> <li>・日本近海、日本海・オホーツク海等の深海域の放射能調査を実施</li> <li>・平成 18、19 年採取資料の調査結果を「放射能調査報告書」としてとりまとめ、関係機関に配布するとともに、インターネットに掲載</li> <li>・原子力艦が寄港する横須賀港、佐世保港、金武中城港の放射能定期調査を実施</li> <li>・西太平洋海域共同調査における定線観測の継続実施</li> </ul>				

	<p>「全国海の再生」推進のための海洋モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京湾モニタリングポストで水質調査等継続実施</li> <li>・監視データは、海洋情報部 HP によるリアルタイムデータとして提供</li> <li>・赤潮発生等に関わるクロロフィル a 等の衛星画像データを継続公表</li> <li>・大阪湾・伊勢湾・広島湾においてもそれぞれの行動計画に基づき海の再生に向け関係機関と連携してモニタリングを実施</li> </ul> <p>海洋保全データの収集・管理・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京湾・英虞湾（三重県）・野見湾（高知県）の各モニタリングポストデータの水温・塩分・濁度等の収集・管理・提供の実施</li> </ul>
21年度政策手段	<p>海洋汚染調査及び放射能調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖性の高い海域等の海洋汚染調査を実施（継続）</li> <li>・平成20年採取試料の調査結果の迅速な公表（継続）</li> <li>・日本近海、日本海、オホーツク海等の深海域の放射能調査を実施（継続）</li> <li>・平成20年採取試料の調査結果の迅速な公表（継続）</li> <li>・原子力艦が寄港する横須賀港、佐世保港、金武中城港の放射能定期調査を実施（継続）</li> <li>・西太平洋海域共同調査における定線観測の継続実施及び成果の公表を充実（継続）</li> </ul> <p>「全国海の再生」推進のための海洋モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾の水質等の調査並びに成果の公表（継続）</li> <li>・海色監視衛星データ処理システムの運用（継続）</li> </ul> <p>海洋保全データ管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各モニタリングデータの収集、管理、提供の充実（継続）</li> </ul>
備考 (関係機関等)	国土交通省・農林水産省・文部科学省・環境省・地方自治体

### 業務遂行年次計画（平成21年度）

関係業績目標	- 3 海洋環境の保全																
関係業績指標	- 3 - 航路標識の省エネ・エコロジー化																
政策主務課及び関係課	政策主務課：交通部企画課 関係課：交通部計画運用課、整備課																
20年度目標	航路標識からの二酸化炭素排出量を平成13年度比30%削減																
21年度目標	航路標識からの二酸化炭素排出量を平成13年度比40%削減																
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	二酸化炭素排出量の削減率（平成13年度比） <span style="float: right;">（単位：％）</span>																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">13年度</th> <th style="width: 12.5%;">14年度</th> <th style="width: 12.5%;">15年度</th> <th style="width: 12.5%;">16年度</th> <th style="width: 12.5%;">17年度</th> <th style="width: 12.5%;">18年度</th> <th style="width: 12.5%;">19年度</th> <th style="width: 12.5%;">20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">0.9 (3.0)</td> <td style="text-align: center;">5.6 (3.0)</td> <td style="text-align: center;">11.6 (4.5)</td> <td style="text-align: center;">11.6 (5.1)</td> <td style="text-align: center;">18.9 (17.0)</td> <td style="text-align: center;">24.7</td> <td style="text-align: center;">34.2</td> </tr> </tbody> </table>	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	-	0.9 (3.0)	5.6 (3.0)	11.6 (4.5)	11.6 (5.1)	18.9 (17.0)	24.7	34.2
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度									
-	0.9 (3.0)	5.6 (3.0)	11.6 (4.5)	11.6 (5.1)	18.9 (17.0)	24.7	34.2										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー機器の導入による二酸化炭素排出量は、平成13～17年度（第1次業務遂行計画期間）については、省エネルギー機器を導入した航路標識基数に標識1基当たりの削減量の平均値を一律に乘じるにより算出していたが、より正確な数値把握のため、平成18年度以降（第2次業務遂行計画期間から）については、標識毎の消費電力に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」で規定されている係数を乘じるにより算出するよう手法を変更した。</li> <li>・同排出量は、平成18年3月24日の同施行令の一部改正に伴い、その算出に用いる係数が0.378（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）から0.555（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）に変更されたため、平成19年度からこれを適用して算出した。</li> <li>・これらの算出手法及び係数の変更に伴い、平成18年度以前の二酸化炭素排出量の削減率については現行基準により再計算し、従来基準による同削減率を括弧書きで参考記載している。</li> </ul>																	
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に関する分析</p> <p>平成20年度は、航路標識用電源のクリーンエネルギー化や省エネルギー機器の導入を集中的に実施した結果、二酸化炭素排出量の削減率が平成13年度比で34.2%減となり、当初目標を上回ることができた。</p> <p>これは、当初計画83箇所に加え、平成20年度一次補正予算により83箇所の航路標識用電源に太陽光発電のクリーンエネルギー機器を導入したことが主な要因であり、これにより約129[t-CO<sub>2</sub>]更に航路標識の光源に省エネルギー機器を導入したことにより約36[t-CO<sub>2</sub>]の二酸化炭素排出量を削減し、全体で約165[t-CO<sub>2</sub>]の削減となっている。</p> <p>今後も地球温暖化の防止を図るため、計画的に航路標識用電源のクリーンエネルギー化等を図り、二酸化炭素の排出を抑制していく必要がある。</p> <p style="text-align: center;">t-CO<sub>2</sub>：二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量をその質量で表記する単位</p> <p>（2）平成20年度主要実施施策</p> <p style="padding-left: 20px;">航路標識用電源のクリーンエネルギー化</p> <p style="padding-left: 20px;">航路標識166基の電源に太陽光発電のクリーンエネルギー機器を導入し、二酸化炭素排出量の削減を図った。</p> <p style="padding-left: 20px;">省エネルギー機器の導入</p> <p style="padding-left: 20px;">航路標識41基の光源を白熱電球から高効率光源であるメタルハライドランプに変更し、二酸化炭素排出量の削減を図った。</p>																
21年度政策手段	航路標識用電源のクリーンエネルギー化 航路標識用電源に太陽光発電のクリーンエネルギー機器を導入する																

	<p>ことによって、二酸化炭素排出量の削減を図る。(継続)</p> <p>省エネルギー機器の導入</p> <p>航路標識用光源を白熱電球から高効率光源であるメタルハライドランプに変更することによって、二酸化炭素排出量の削減を図る。(継続)</p>
<p>備 考 (関係機関等)</p>	

### 業務遂行年次計画（平成21年度）

関係業績目標	- 4 海洋の科学的調査					
関係業績指標	- 4 - 地震・火山噴火に関する精度の高い情報提供のための調査					
政策主務課及び関係課	政策主務課：海洋情報部技術・国際課 関係課：海洋情報部海洋調査課					
20年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海域における地形・活断層調査の実施（年1箇所）</li> <li>・海域火山基礎情報調査の実施（年1箇所）</li> <li>・測量船による海底地殻変動観測（年6箇所）と航空機等による海域火山監視観測（年2回）の実施</li> </ul>					
21年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海域における地形・活断層調査の実施（年1箇所）</li> <li>・海域火山基礎情報調査の実施（年1箇所）</li> <li>・測量船による海底地殻変動観測（年6箇所）と航空機等による海域火山監視観測（年2回）の実施</li> </ul>					
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	地形・活断層調査	2	1	1	2	1
	海域火山基礎調査	1	1	1	1	1
	海底地殻変動観測	6	6	6	6	6
	海域火山監視観測	2	2	2	2	2
達成状況に関する分析	<p>(1) 達成状況に関する分析 目標とおり、調査・観測を実施した。</p> <p>(2) 平成20年度主要実施施策          海域における地形・活断層調査の実施状況          南海トラフにおいて、海底地形調査を実施した。          海域火山基礎情報調査の実施状況及び達成度          日本周辺の海域火山1箇所において火口の位置及び火山活動の様式・頻度・規模に関する情報を収集すべく海域火山基礎情報調査を実施した。          測量船による海底地殻変動観測と航空機等による海域火山監視観測の実施状況及び達成度          ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の震源域と想定される海域において、測量船による海底地殻変動観測を実施すると共に、船上観測作業の効率化、福島沖の成果に関する広報を実施し、観測結果を地震調査委員会及び地震予知連絡会へ報告した。          ・航空機等により、南方諸島方面及び南西諸島方面の海底火山並びに火山島における航空磁気測量・熱画像装置等による海域火山監視観測を実施した。その結果を火山噴火予知連絡会へ報告した。</p>					
21年度政策手段	海域における地形・活断層調査の実施 ・大地震の発生が懸念されるプレート境界域において海底変動地形調査、海底面の詳細な起伏に関する情報を収集（継続） 海域火山基礎情報調査の実施 ・引き続き海域における火山基礎情報調査を実施し、火口の位置及び火山活動の様式・頻度・規模に関する情報を収集（継続） 測量船による海底地殻変動観測と航空機等による海域火山監視観測					

	<p>測の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海溝、南海トラフ等において測量船による海底地殻変動観測を実施するとともに、さらなる観測精度の向上及び効率化を図る。(継続)</li> <li>・南方諸島方面、南西諸島方面において航空機等による航空磁気測量・熱画像装置等による監視観測を実施(継続)</li> </ul>
備考 (関係機関等)	文部科学省、気象庁、国土地理院

### 業務遂行年次計画（平成 21 年度）

関係業績目標	- 4 海洋の科学的調査					
関係業績指標	- 4 - 海洋・沿岸域管理に資する海洋情報の収集・管理・提供体制の充実強化					
政策主務課及び関係課	政策主務課：海洋情報部海洋情報課 関係課：海洋情報部海洋調査課、環境調査課					
20年度目標	デジタル水深等のデータ・情報の収集・整備					
21年度目標	デジタル水深等のデータ・情報の収集・整備					
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	デジタル水深データ整備状況（年度）					
	年	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	測量原図(件数)	-	441	295	419	199
	海洋データの収集・提供状況（暦年）					
年	16年	17年	18年	19年	20年	
データ収集元機関	119	112	115	184	239	
データ提供先機関	58	51	54	35	55	
データダウンロード件数	76,336	55,541	43,403	67,258	27,294	
達成状況に関する分析	低潮線情報の整備状況（年度）					
	年	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	整備箇所	2	34	37	204	228
	<p>(1) 達成状況に関する分析 平成20年度は、年次目標のとおり次項の施策を実施し、海洋・沿岸域管理に資する海洋情報の収集等を行った。 平成21年度においても引き続き海洋・沿岸域管理に資する海洋情報の収集・管理・提供体制の充実強化に努める必要がある。</p> <p>(2) 平成20年度主要実施施策 デジタル水深データの収集・整理 測量原図、デジタル水深を収集し、データベースに登録・保管を実施した。 海洋データの収集・提供 気象庁、大学および地方自治体等の国内の海洋調査機関から海流、潮汐、水温、塩分等の海洋データを一元的に収集・管理を実施した。 また、収集した海洋データは海洋データオンライン提供サービス等を利用して一般ユーザーや研究機関等へ海洋データの提供を実施した。 低潮線情報の整備 我が国の領海等の基線となる低潮線の情報を最新維持・更新した。</p>					

<p>21年度政策 手段</p>	<p>デジタル水深データの収集・整理（継続）          測量原図、デジタル水深を収集するとともに、データベースの利便性の向上を図る。          海洋データの収集・提供（継続）          気象庁、大学および地方自治体等の海洋調査機関から海流、潮汐、水温、塩分等の海洋データの収集・品質管理を引き続き行う。          また、収集した海洋データを迅速に整備して、海洋データオンライン提供サービス等で提供を実施する。          低潮線情報の整備（継続）          低潮線情報の最新維持を図る。</p>
<p>備 考 (関係機関等)</p>	

### 業務遂行年次計画（平成21年度）

関係業績目標	- 1 海上交通の安全性の向上				
関係業績指標	- 1 - 海上における死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数の減少				
政策主務課及び関係課	政策主務課：交通部企画課 関係課：警備救難部刑事課、救難課、海洋情報部海洋調査課、環境調査課、航海情報課、交通部安全課、計画運用課、整備課				
20年度目標	海上における死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数の減少				
21年度目標	海上における死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数の減少				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数				
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
	84隻	76隻	67隻	59隻	53隻
	全海難船舶隻数（参考）				
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
	2,883隻	2,482隻	2,544隻	2,579隻	2,414隻
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に関する分析</p> <p>死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数は53隻であり、前年に比べ6隻減少し、近年では減少傾向を示している。</p> <p>平成20年の海上における海難船舶隻数は2,414隻であり、前年に比べ165隻（6.4%）減少し、過去5年間で最少となっている。これは、実施施策の効果が現われてきたこと、また、8月をピークとした燃料油高騰により、漁船の出漁隻数が減少したことが影響しているものと考えられる。</p> <p>死者・行方不明者を伴う海難を用途別に見ると、漁船及びプレジャーボートが全体の約9割を占め、海難種類別に見ると、転覆及び衝突が全体の約7割を占めている。また、転覆及び衝突の海難をそれぞれ原因別に見ると、転覆は気象・海象不注意及び操船不適切、衝突は見張り不十分が主たる原因となっている。</p> <p>このことから、漁船及びプレジャーボートを中心に、気象・海象情報の収集及び波浪中における適切な針路、速力の保持の徹底による転覆海難の未然防止並びに見張りの徹底による衝突海難の未然防止について重点的に指導するとともに、気象・海象情報及び付近船舶の動静等提供する情報の拡充に努めることにより、死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数の減少を図る必要がある。</p> <p>（2）平成20年度主要実施施策</p> <p>航行環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路図誌の充実 年次計画シート - 3 - に記載</li> <li>・IT等を利用した安全情報の提供 平成21年3月から中城海上保安部においてMICS（沿岸域情報提供システム）の運用を開始したほか、御前埼灯台ほか4箇所にライブカメラを導入し、船舶等に提供する安全情報の内容を拡充するとともに、海上保安部等においてMICSを的確に運用した。</li> </ul>				

	<p>また、潮汐・潮流情報などの海況データをリアルタイムにインターネットにより提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上交通センター等の的確な運用 海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を実施した。</li> <li>・視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等の整備 高規格航路標識16基の整備を実施した。</li> <li>・AIS（船舶自動識別装置）を活用した航行支援システムの整備・運用 第十及び十一管区海上保安本部並びに四日市、高知、若松及び佐世保海上保安部にシステムを整備した。 平成20年7月から第一、二、八及び九管区海上保安本部並びに八戸、塩釜、大阪、神戸及び新潟海上保安（監）部並びに苫小牧及び鹿島海上保安署においてシステムの運用を開始するとともに、東京湾及び関門海峡海上交通センター（運用中）において、サービスエリアを拡大した。</li> </ul> <p>海難防止指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海難の発生状況及び各種船舶の特性を踏まえた安全指導 平成19年の海難の発生状況等を踏まえ、漁船、プレジャーボート等に対して重点的な安全指導を実施した。</li> <li>・海難に直結するような悪質な法令違反の摘発</li> </ul> <p>安全対策の強化に関する検討</p> <p>AISの活用、海難事例分析等を踏まえた海上交通ルールの見直し、航路標識の高度化など安全対策の強化について交通政策審議会海事分科会において検討を行い、平成20年6月、交通政策審議会から新交通ビジョン（海上交通の安全確保に向けての新たな展開）として答申を得た。</p> <p>海難防止に係る関係省庁との連携強化</p> <p>「関係省庁海難防止連絡会議」において、関係省庁の漁船海難防止施策の連携・融合に係る枠組みを強化した。</p> <p>海難に遭遇した船舶乗船者の救助</p> <p>年次計画シート - 1 - に記載</p>
21年度政策手段	<p>航行環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路図誌の充実 年次計画シート - 3 - に記載</li> <li>・IT等を利用した安全情報の提供（継続） MICSにより提供する安全情報の内容を充実させるとともに、MICSを的確に運用する。 また、潮汐・潮流情報などの海況データをリアルタイムにインターネットにより提供する。</li> <li>・海上交通センター等の的確な運用（継続） 海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を実施する。</li> <li>・視認性及び誘目性に優れた高規格航路標識の整備（継続）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A I S を活用した航行支援システムの運用（継続） 第十及び十一管区海上保安本部並びに四日市、高知、若松及び佐世保海上保安部においてシステムの運用を開始する。</li> </ul> <p>海難防止指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海難の発生状況及び各種船舶の特性を踏まえた安全指導（継続） 漁船に対する海難防止対策として、漁業者主導による地域特性に応じた安全対策の推進について指導・助言を行うとともに、海難防止講習会や訪船指導を積極的に実施する。 また、プレジャーボートに対する海難防止対策として、海難防止講習会や訪船指導等の草の根活動を広域化し、効果的な安全意識の啓発を図るとともに、地方公共団体等との連携を強化し、地域の安全対策を推進する。</li> <li>・ 漁船海難防止に係る関係省庁との連携施策の推進（新規）</li> <li>・ 海難に直結するような悪質な法令違反の摘発（継続）</li> </ul> <p>安全対策の強化に関する検討（継続）</p> <p>新交通ビジョンに示された各種施策のうち、海域の特性に応じた新たな航法の設定、船舶の安全な航行を援助するための制度の創設等海上交通の安全確保について、必要となる所要の制度改正を行う。</p> <p>海難に遭遇した船舶乗船者の救助 年次計画シート - 1 - に記載</p>
<p>備 考 (関係機関等)</p>	<p>国土交通省、水産庁、気象庁</p>

## 死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数の推移

(単位：隻)

暦年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
死者・行方不明者を伴う 海難船舶隻数	84	76	67	59	53
海難種類別内訳					
衝突	25	27	18	15	17
乗揚	2	3	5	2	2
転覆	43	38	26	29	22
浸水	3	2	2	4	3
推進器障害	1	2	1	2	1
舵故障	0	0	0	0	0
機関故障	2	0	1	1	2
火災	0	0	3	3	1
爆発	2	0	1	0	1
行方不明	2	2	3	2	3
その他	4	2	7	1	1
計	84	76	67	59	53
用途別内訳					
貨物船	7	5	3	3	3
タンカー	1	2	0	0	0
旅客船	1	0	1	1	0
漁船	45	46	41	33	33
遊漁船	4	3	2	2	2
プレジャーボート	24	18	19	20	14
その他	2	2	1	0	1
計	84	76	67	59	53

## 衝突の原因別内訳

(単位：隻)

暦年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
操船不適切	3	3	0	3	3
見張り不十分	19	24	13	10	11
気象海象不注意	0	0	0	0	0
その他の運航の過誤	3	0	2	1	0
その他	0	0	3	1	3
計	25	27	18	15	17

## 転覆海難の原因別内訳

(単位：隻)

暦年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
操船不適切	8	6	3	6	7
見張り不十分	0	0	1	1	0
気象海象不注意	21	26	18	13	7
その他の運航の過誤	10	3	3	3	4
その他	4	3	1	6	4
計	43	38	26	29	22

## 1 航行環境の向上 関連

## 海上交通センター等からの船舶に対する情報提供件数

暦年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
提供件数	1,460,515 592,741	1,105,038 590,348	1,266,892 752,258	1,281,352 760,082	1,295,491 840,456

上段：日本語、下段：英語

## M I C Sホームページ（トップページ）のアクセス件数

暦年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
アクセス件数	2,420,175	4,000,697	6,799,003	6,739,149	6,588,695

## 高機能航路標識等の整備基数

年度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
高機能化整備基数	27	11	25	22	0
高規格化整備基数	25	4	4	5	16

高機能化とは、同期点減化、光源のLED化、灯浮標番号の発光表示化により視認性等を向上させるもので、平成20年度末時点で、同期点減化616基、LED化3,372基、番号表示化108基について整備済である。また、高規格化とは、浮体式灯標化により識別性等を向上させるもので、平成20年度末時点で159基について整備済である。

## 2 海難防止指導等 関連

## 海難防止指導の件数

暦年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
指導件数	45,439	45,573	46,526	43,571	41,332

## 海難防止講習会等（海難防止講習会、海上安全教室）の受講者数

暦年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
受講者数	72,742	77,848	90,090	91,633	100,744

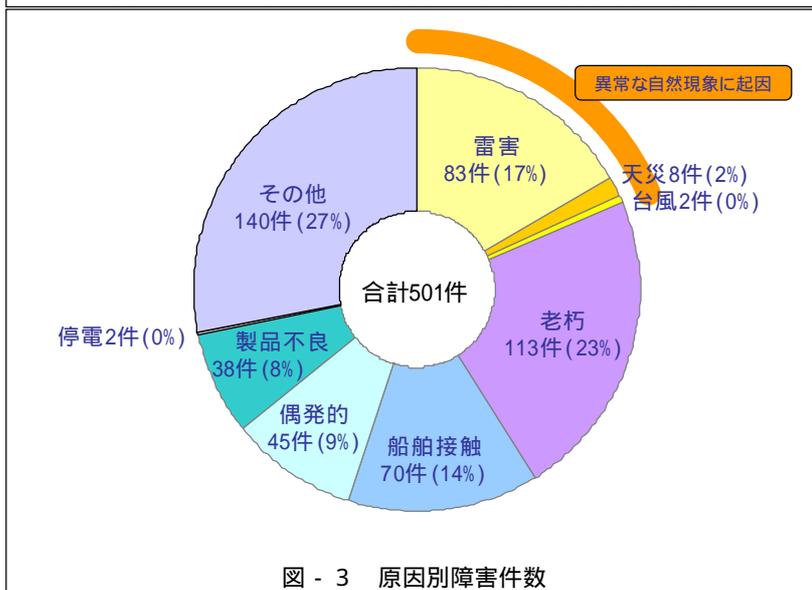
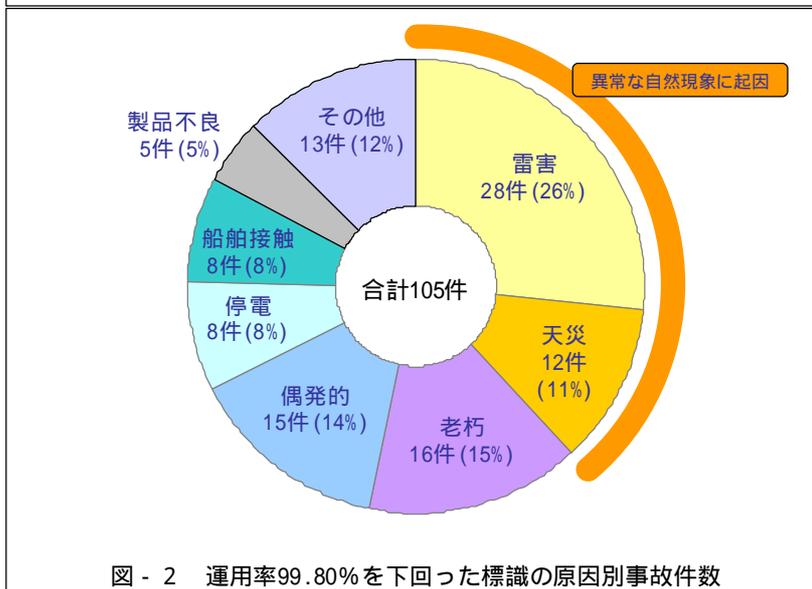
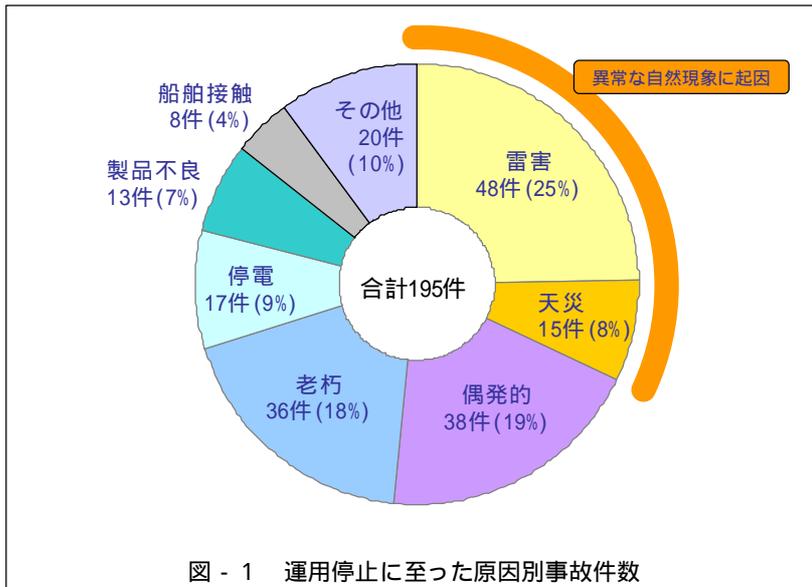
## 海難に直結するような悪質な法令違反の摘発件数

暦年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
摘発件数	862	1,344	1,520	1,611	1,616

### 業務遂行年次計画（平成21年度）

関係業績目標	- 1 海上交通の安全性の向上		
関係業績指標	- 1 - 航路標識の運用率の維持		
政策主務課及び関係課	政策主務課：交通部計画運用課 関係課：交通部整備課		
20年度目標	航路標識の運用率99.80%を維持		
21年度目標	航路標識の運用率99.80%を維持		
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	航路標識（光波標識）の運用率		
	平成16～18年	平成17～19年	平成18～20年
	99.82%	99.87%	99.91%
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に関する分析</p> <p>平成20年中に航路標識の運用が停止した事故は195件発生し、運用停止時間は延べ23,940時間であり、平成20年における当庁が所管する5,330基の航路標識（光波標識）の運用率は99.95%となった。この結果、平成18年から20年までの3年間に於ける航路標識の運用率の平均は99.91%となり、目標の運用率99.80%を維持することができた。</p> <p>なお、運用停止に至った195件の主な原因としては、台風、雷害など異常な自然現象に起因するものが全体の約3割を占めている（図-1参照）。</p> <p>また、運用率99.80%を下回った航路標識は86基（事故件数105件）であり、その主な原因は、低気圧の通過による灯台施設の損壊や落雷による機器の焼損など異常な自然現象に起因するものが全体の約4割を占めている。その他の原因としては、老朽化による機器の動作不良、船舶の衝突による灯浮標の損壊等であった（図-2参照）。一方、運用停止に至らない軽微な機器等の障害も501件発生しており、異常な自然現象に起因する障害のほか、機器・施設の老朽化による障害も多く発生している（図-3参照）。</p> <p>このため、適切な航路標識の保守・運用を継続するとともに、機器の老朽化等を踏まえ、信頼性の高い最新機器の導入等を計画的に推進していく必要がある。</p> <p>（2）平成20年度主要実施施策</p> <p>航路標識機能を適正に維持・管理するために必要な機器・施設の改修</p> <p>772基の航路標識、機器等の改修・更新を実施した。</p> <p>適切な航路標識の保守・運用</p>		
21年度政策手段	<p>航路標識機能を適正に維持・管理するために必要な機器・施設の改修（継続）</p> <p>適切な航路標識の保守・運用（継続）</p>		
備考 (関係機関等)			

運用率とは、運用すべき時間に対し実際に正常運用した時間の比率を3年間の実績で算出したもの



(参考)  
 事故：航路標識が、天災、機器故障等により告示事項と異なる状態となることをいう  
 障害：事故に至らない範囲の機器（予備機を含む）の故障又は施設の損傷をいう  
 天災：雷害及び台風以外の異常な自然現象をいう

### 業務遂行年次計画（平成21年度）

関係業績目標	- 2 ふくそう海域における大規模海難の防止と運航効率の向上				
関係業績指標	- 2 - ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数ゼロ				
政策主務課及び関係課	政策主務課：交通部企画課 関係課：海洋情報部航海情報課、交通部安全課、計画運用課、整備課				
20年度目標	ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数ゼロを維持する				
21年度目標	ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数ゼロを維持する				
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	大規模海難の発生数				
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	0	0	0	0	0
達成状況に関する分析	<p>(1) 達成状況に関する分析</p> <p>平成20年度は、AIS（船舶自動識別装置）を活用した航行支援システムの整備、視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等の整備による海上交通環境の改善を図るとともに、海上保安部等において的確にMICS（沿岸域情報提供システム）を運用したほか、海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供の実施及び巡視船艇による航法指導等の実施による安全対策を推進したことにより、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難は発生しなかった。（海難回避事例別紙参照）</p> <p>引き続き、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難を未然に防止するための諸施策を推進していく必要がある。</p> <p>(2) 平成20年度主要実施施策</p> <p>航行支援システムの整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AISを活用した航行支援システムの整備・運用 四日市及び若松海上保安部にシステムを整備した。 平成20年7月から大阪及び神戸海上保安（監）部においてシステムの運用を開始した。</li> <li>・視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等の整備 高機能航路標識16基の整備を実施した。</li> <li>・MICSの拡充と的確な運用 海上保安部においてMICSを的確に運用した。</li> </ul> <p>海上交通法令の励行等の実施 巡視船艇による航法指導等を実施した。 海上交通センター等の的確な運用 海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を実施した。 安全対策の強化に関する検討</p> <p>AISの活用、海難事例分析等を踏まえた海上交通ルールの見直し、航路標識の高度化など安全対策の強化について交通政策審議会海事分科会において検討を行い、平成20年6月、交通政策審議会から新交通</p>				

	ビジョン（海上交通の安全確保に向けての新たな展開）として答申を得た。
21年度政策手段	<p>航行支援システムの整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AISを活用した航行支援システムの運用 四日市及び若松海上保安部においてシステムの運用を開始する。 （継続）</li> <li>・ 視認性及び誘目性に優れた高規格航路標識の整備（継続）</li> <li>・ SMICSの的確な運用（継続） 海上交通法令の励行等の実施（継続） 巡視船艇による航法指導等を実施する。 海上交通センター等の的確な運用（継続） 海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を実施する。 安全対策の強化に関する検討（継続） 新交通ビジョンに示された各種施策のうち、海域の特性に応じた新たな航法の設定、船舶の安全な航行を援助するための制度の創設等海上交通の安全確保について、必要となる所要の制度改正を行う。</li> </ul>
備考 (関係機関等)	国土交通省

## ふくそう海域における海難回避事例 1

防止事故種別 : 衝突

対象船舶 : 日本籍ガット船 496トン  
日本籍危険物船 9,951トン

日時 : 平成20年7月28日

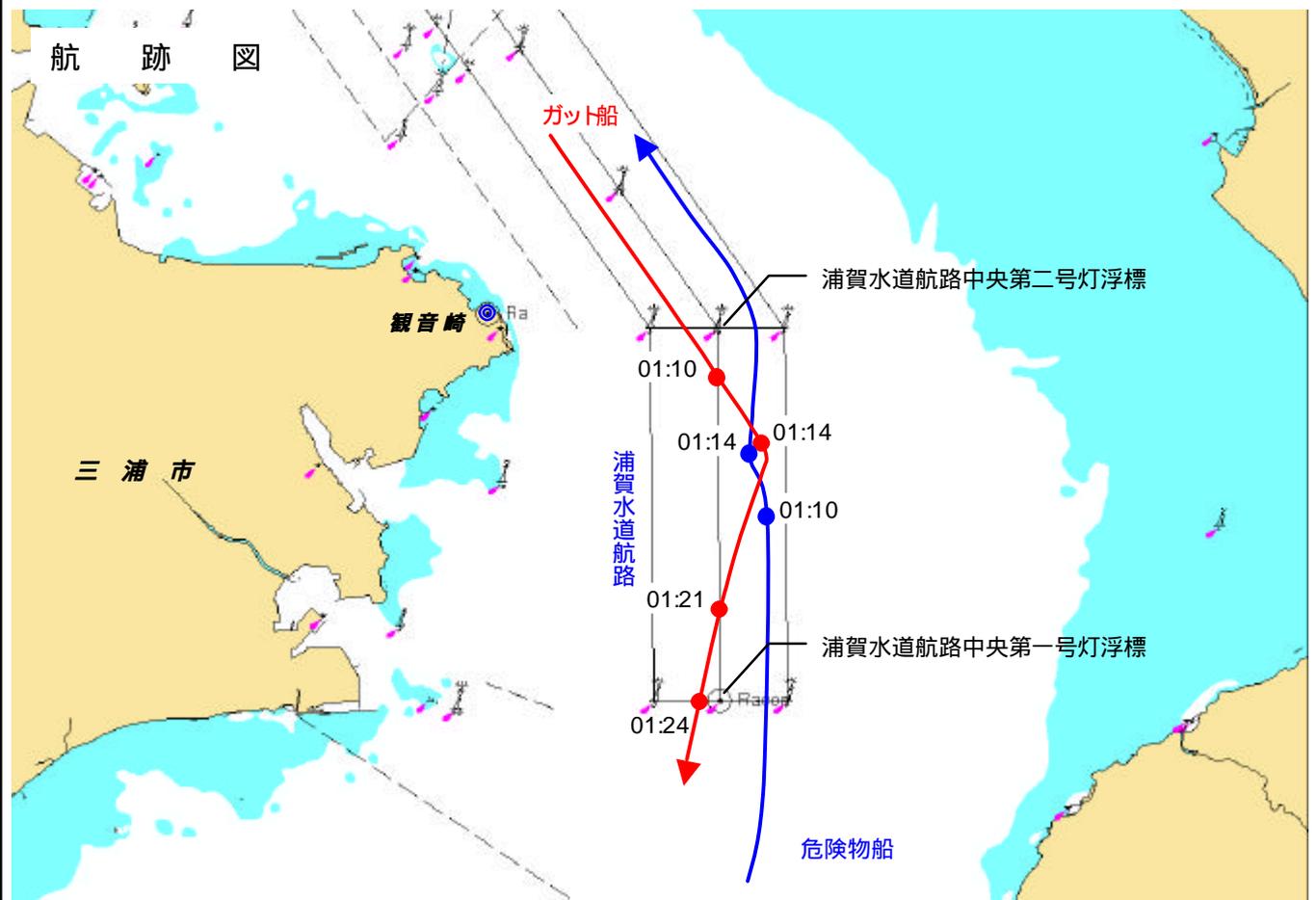
海域 : 浦賀水道

概要 : 01:11、浦賀水道航路において、川崎港を出港し湾外向け航行中の船名不詳船が航路を逸脱し、北航航路を航行する危険物船との間に衝突のおそれが生じたことから、東京湾海上交通センターは船名不詳船に対し情報提供を実施したが応答がなかったため、北航する危険物船に対し情報提供するとともに発光信号と音響信号による注意喚起を依頼した。

しかしながら、船名不詳船が変針しなかったことから、危険物船が左転することで衝突を回避した。

その後、船名不詳船は、センターの依頼を受けての危険物船からの発光信号による注意喚起に気付き、航路に復帰した。

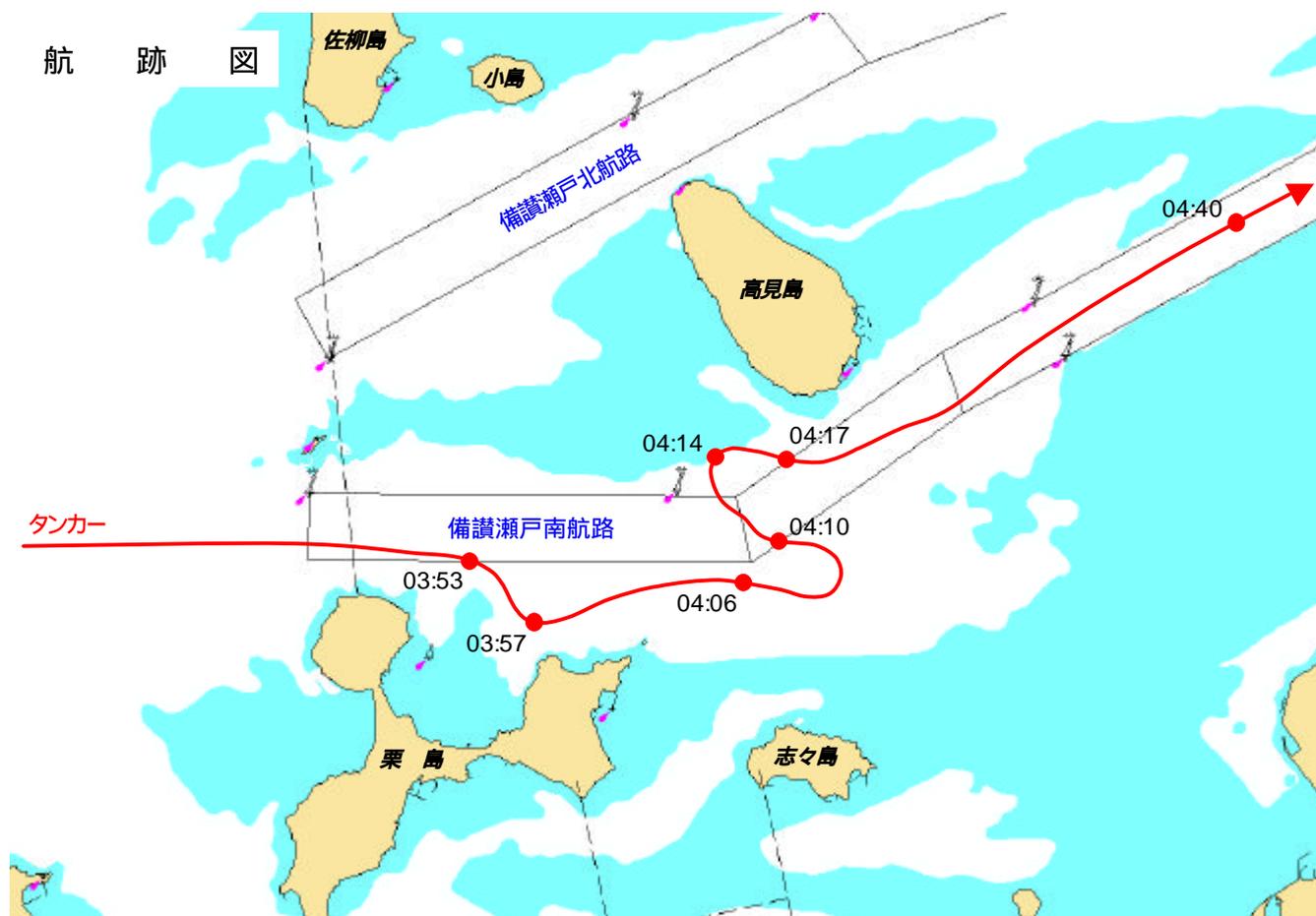
調査の結果、船名不詳船は499トンのガット船であり、航路入航後、自動操舵により航行し、操船者が居眠りしたことが原因であると判明した。



## ふくそう海域における海難回避事例 2

- 防止事故種別 : 乗揚
- 対象船舶 : 外国籍タンカー（重油5,000kl積載） 4,157トン
- 日時 : 平成20年7月12日
- 海域 : 備讃瀬戸
- 概要 : 0353、備讃瀬戸南航路において東航中のタンカーが、航路を逸脱し、航路南側の浅瀬に乗揚げるおそれが生じたことから、備讃瀬戸海上交通センターは当該船舶に対し情報提供を実施したところ、了解の旨回答があった。
- しかしながら、当該船舶は変針することなく更に浅瀬に接近したため、03:57、センターは、「変針しなければ乗揚げる」旨情報提供を実施し、当該船舶は左転してこれを回避した。
- センターは、当該船舶を航路へ復帰させるため、無線により指導を続けたが、当該船舶は曖昧な応答をしながら、不安定な航行を続けたことから、航路しょう戒船を向かわせた。
- 一方、当該船舶は迷走して航路を横切ったのち、04:14、航路北側の浅瀬に接近したため、センターは、「変針しなければ乗揚げる」旨情報提供を実施し、当該船舶は右転してこれを回避した。
- その後、04:40、航路しょう戒船が当該船舶と会合のうえ、先導して備讃瀬戸南航路東口まで誘導した。
- 当該船舶は備讃瀬戸海域に不案内であることに加え、英語を理解する乗組員が乗船していなかったことが原因である。

航 跡 図



### 業務遂行年次計画（平成 21 年度）

関係業績目標	- 3 航海の安全のための情報提供						
関係業績指標	- 3 - 水路図誌等の充実、品質向上						
政策主務課及び関係課	政策主務課：海洋情報部航海情報課 関係 課：海洋調査課、環境調査課						
20年度目標	水路図誌の充実、品質向上を図る						
21年度目標	水路図誌の充実、品質向上を図る						
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	水路図誌の新・改版数（年度）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	海図	115版	133版	131版	107版	128版	100版
	電子海図	15版	-	547㌧	47㌧	81㌧	72㌧
	水路書誌	21版	19版	18版	20版	20版	19版
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に関する分析</p> <p>平成20年度は、水路図誌の充実・品質向上を図るため、国際会議に参画し各国の動向を把握するほか、今後の体制について検討を行い水路図誌の充実等を図ることができた。また、海外頒布体制で供給する海図の図数を増加することにより外国人船員に対する海難事故防止に寄与することができた。</p> <p>平成21年度においても、航海の安全のため、引き続き水路図誌の充実、品質を向上させるための検討を行うとともに、海外頒布体制を強化する必要がある。</p> <p>（2）平成20年度主要実施施策</p> <p>海図・電子海図の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海図については、水路通報、補正図、改版による最新維持を行うとともに、最新鋭の技術により測量された浅海域水深データを利用した海図を刊行した。</li> <li>・電子海図については、刊行区域の拡大を行うとともに、その品質向上に努めた。また、オーバーラップ問題について、WEND原則<sup>*1</sup>に従い、我が国の電子海図の包含区域を隣接国と調整した。</li> </ul> <p>水路書誌</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子航海用刊行物について検討</li> </ul> <p>電子航海用刊行物及び電子海図への書誌情報の重畳表示等を検討している SNPWG（航海用刊行物の標準化作業部会）へ参画した。これらの最新の国際的な動向を受け、水路誌の電子化について検討を実施した。</p> <p>水路通報・航行警報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路通報や航行警報の情報データベース利用の高度化を図るため、電子海図システム及び海上保安業務システムとの連携について検討した。</li> <li>・水路通報のインターネットホームページによる提供の迅速化についてを検討した。</li> </ul> <p>海外頒布体制の強化</p>						

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外における販売ルートで供給する海図の図数を増加した。 また、平成 21 年 2 月に英国海洋情報部と日英海洋情報当局間会合を実施し、デュアルバッジ海図<sup>* 2</sup>等の刊行について協議した。</li> </ul>
21 年度政策手段	<p>海図・電子海図の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海図については、水路通報、補正図、改版による最新維持を行うとともに、最新鋭の技術により測量された浅海域水深データを利用した海図の刊行を検討（継続）</li> <li>・電子海図については、電子海図表示装置での表示時における見易さなどの利便性の向上を図る。（継続）</li> </ul> <p>水路書誌</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子航海用刊行物について検討（継続） 電子航海用刊行物及び電子海図への書誌情報の重畳表示等を検討している SNPWG（航海用刊行物の標準化作業部会）へ参画する。 水路誌の電子化のためのデータベースの構築について引き続き検討する。</li> </ul> <p>水路通報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子水路通報の週刊化に対応するために水路通報データベースの高度化及び電子海図システムとの連携について検討する。（継続）</li> <li>・水路通報のインターネットホームページによる提供の迅速化について引き続き検討する。（継続）</li> </ul> <p>海外頒布体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外における複製頒布体制の強化のため、海外頒布体制で供給する海図の図数について検討する。（継続）</li> </ul>
備考 (関係機関等)	<p>* 1 : W E N D 原則 航海用電子海図作製等にあたっての基本的なルール。 なお、W E N D とは、航海の安全及び海洋環境の保護を支援するために 1921 年に設立された政府間の諮問的、技術的機関である国際水路機関（I H O）の委員会の一つで、全世界にわたる共通した電子海図の開発と提供体制を設けることを目的とする委員会。</p> <p>* 2 : デュアルバッジ海図 当庁の刊行している英語版海図に日英両国のエンブレムを記載したものの。 全世界における英国水路部の海図販売ルートも活用しながら，わが国周辺を航行する外国船舶に最新の情報が記載された海図を提供することが可能となり，船舶航行の安全性をより高めることができる。</p>

### 業務遂行年次計画（平成 21 年度）

関係業績目標	- 3 航海の安全のための情報提供																														
関係業績指標	- 3 - 海象情報の収集・提供の強化及び利便性の向上																														
政策主務課及び関係課	政策主務課：海洋情報部環境調査課 関係課：装備技術部船舶課																														
20年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潮汐・潮流実況及び推算情報の収集・提供の充実及び強化</li> <li>・ 海洋速報及び海流推測図等の提供の強化並びに利便性の向上</li> <li>・ 海洋短波レーダーによるリアルタイム海潮流情報の収集・提供の強化</li> <li>・ 船舶による海潮流情報の収集の強化</li> </ul>																														
21年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潮汐・潮流実況及び推算情報の収集・提供の充実及び強化</li> <li>・ 海洋速報及び海流推測図等の提供の強化並びに利便性の向上</li> <li>・ 海洋短波レーダーによるリアルタイム海潮流情報の収集・提供の強化</li> <li>・ 船舶による海潮流情報の収集の強化</li> </ul>																														
目標値に係る過去の実績値及び達成状況	潮汐・潮流実況及び推算情報の提供状況																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> <th style="width: 10%;">18年度</th> <th style="width: 10%;">19年度</th> <th style="width: 10%;">20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潮汐表刊行数</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>潮汐潮流推算情報の海上交通センターへの情報提供件数</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>潮汐推算情報の HP 提供港数</td> <td style="text-align: center;">293</td> <td style="text-align: center;">310</td> <td style="text-align: center;">310</td> <td style="text-align: center;">310</td> <td style="text-align: center;">310</td> </tr> <tr> <td>リアルタイム潮汐情報の HP 提供験潮所数</td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">96</td> <td style="text-align: center;">96</td> <td style="text-align: center;">96</td> <td style="text-align: center;">87</td> </tr> </tbody> </table>		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	潮汐表刊行数	2	2	2	2	2	潮汐潮流推算情報の海上交通センターへの情報提供件数	7	7	7	7	7	潮汐推算情報の HP 提供港数	293	310	310	310	310	リアルタイム潮汐情報の HP 提供験潮所数	29	96	96	96	87
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																									
	潮汐表刊行数	2	2	2	2	2																									
	潮汐潮流推算情報の海上交通センターへの情報提供件数	7	7	7	7	7																									
	潮汐推算情報の HP 提供港数	293	310	310	310	310																									
リアルタイム潮汐情報の HP 提供験潮所数	29	96	96	96	87																										
<p>海洋速報の充実</p> <p>海洋短波レーダーの継続運用（相模湾、伊豆諸島周辺（黒潮域））</p> <p>船舶観測データ収集・伝送装置の継続運用</p>																															
達成状況に関する分析	<p>（1）達成状況に関する分析</p> <p>平成20年度は、航海の安全等に必要な海流・潮汐・潮流等の海象情報を収集・管理し、提供した。</p> <p>平成21年度においても、航海の安全等のため、引き続き海象情報の収集を充実させるとともに、情報提供の強化及び利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>（2）平成20年度主要実施施策</p> <p>潮汐・潮流実況及び推算情報の提供を継続実施</p> <p>海洋速報及び海流推測図等の提供の充実及び利便性の向上</p> <p>利便性を高めるために HP を改良</p> <p>海洋短波レーダーを継続運用</p> <p>船舶観測データ収集・伝送装置の継続運用に加え、高速化された船</p>																														

	<p>舶に搭載の2軸電磁ログによる海潮流演算ソフトの作成</p>
<p>21年度政策手段</p>	<p>海洋短波レーダーによるリアルタイム海潮流情報の収集・提供（継続）</p> <p>潮汐・潮流実況及び推算情報の収集・提供の充実及び強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 験潮業務の高度化を図るため20年度から順次通信回線を変更し、高品質な観測データを基にした、より高精度な推算情報の提供（継続）</li> </ul> <p>海洋速報及び海流推測図等の提供の充実及び利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿岸域の詳細水温情報に基づいたHPの改良（継続）</li> </ul> <p>船舶による海潮流情報の収集の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速化された船舶に搭載の2軸電磁ログによる海潮流観測の実施・運用開始（継続）</li> </ul>
<p>備考 (関係機関等)</p>	<p>気象庁、水産庁</p>